



# 第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都中央区京橋一丁目5番5号

**SMC株式会社 本社**

議決権行使のお願い

書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができます。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時まで

株主様へのお土産はございません。

**SMC株式会社**

証券コード:6273

## 株主の皆様へ

# お客様の課題解決に役立つ製品とソリューションを提供し、ビジネスパートナーとして信頼される存在を目指します。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年3月期は、世界各地で軍事的、政治的な対立が激化し、原材料価格の高騰や物流の停滞など経済にも大きな悪影響を及ぼす状況が続きました。

気候変動や労働力人口の減少といった社会課題も、深刻化の一途をたどっています。

当社グループは、自動化・省力化に欠かせない自動制御機器の総合メーカーとして、世界中の産業を支える社会的使命を担っているとの自覚をもとに、いかなる非常事態においても世界中のお客様に製品供給を続ける「事業継続計画 (BCP)」の体制整備に努め、積極的な設備投資や優秀な人材の確保に、引き続き取り組んでいます。

また2025年度は、従来から力を入れてきた環境への取り組みについて、国際的な非営利団体CDPから「ダブルA」の最高評価を獲得しました。

今後ともお客様のCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献するため、環境性能の高い製品やソリューションの提供をさらに強化します。

こうした活動を通じて、お客様に新たな価値を提供するビジネスパートナーとして信頼される存在となることが、当社グループの持続的な成長につながるものと考えています。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2026年6月


代表取締役社長 高田 芳樹

## 第67期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <a href="https://www.smcworld.com/ir.htm">https://www.smcworld.com/ir.htm</a>	
東京証券取引所ウェブサイト (*) <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	

(\*) 東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」では、「銘柄名(会社名)」に「SMC」又は「コード」に「6273」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を順次選択ください。

当日出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに、書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

<b>1</b>	<b>日 時</b>	2026年6月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
<b>2</b>	<b>場 所</b>	東京都中央区京橋一丁目5番5号 当社本社4階 大会議室 ※株主様へのお土産はございません。
<b>3</b>	<b>目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第67期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件 第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動報酬(金銭賞与、株式報酬及びストック・オプション)の額及び内容決定の件

---

#### 4 招集にあたっての決定事項

##### (1) 株主総会資料の電子提供について

- 会社法の改正により、株主総会資料については原則として書面による送付は行わず、インターネット上のウェブサイトに掲載することとなりました。当社は、株主の皆様の利便性を考慮して、株主総会参考書類については、すべての株主様に書面により送付することとしております。
- 電子提供措置事項のうち連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、法令及び当社定款に基づいて、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。会計監査人及び監査役の監査の対象には、これらの書類が含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにて修正の内容を掲載いたします。

##### (2) 書面又はインターネットによる議決権行使について

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使書された場合は、最後の行使を有効といたします。

---

#### 【当日の会場でのご出席について】

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日の代理出席をご希望の場合、代理人の方も当社の株主様である必要がございます。代理行使される議決権行使書用紙、代理人様名義の議決権行使書用紙、委任状をあわせて会場受付にご提出ください。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



### インターネットにて 行使いただく場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（議決権行使書）にて 行使いただく場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### 株主総会当日に ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
※当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

日 時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

(初取権)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
QRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第5号・第6号・第7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



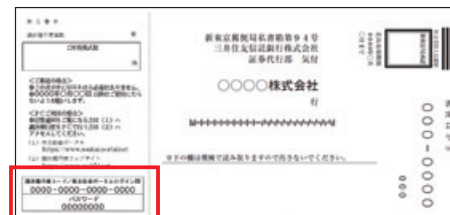
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL <https://www.soukai-portal.net>



### 《議決権行使方法》

右図のとおり、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

# 『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に

## POINT 1 スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

## POINT 2 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

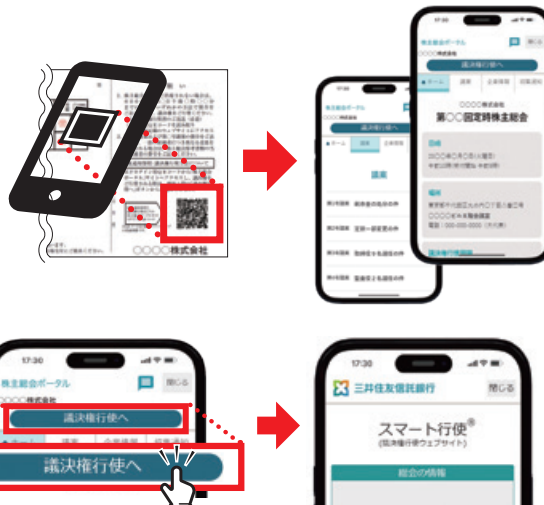
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## POINT 3 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。  
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。

## POINT 4 事前ご質問も可能

株主様のご関心が高いご質問については、株主総会当日に会場にて回答いたします。  
なお、いただいたご質問すべてに回答することをお約束するものではありませんのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使期限 2026年6月25日(木)午後5時

事前ご質問の受付期限 2026年6月23日(火)午後5時

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00~5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

#### 【資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な利益成長を通じた企業価値の向上により、株主の皆様へ報いていくことを、経営の最優先課題と位置付けております。

また、金融・経済情勢の混乱や為替相場の急激な変動にも揺らぐことのない、堅固な財務基盤を維持するため、株主資本の一層の充実を図ってまいります。

さらに、将来にわたって競争優位性を保ち、企業として存続するために必要な、生産設備、研究開発体制、IT基盤及び営業人員等の充実に向けた投資に積極的に取り組み、これらに伴う資金需要に対応するための手元資金を確保いたします。

株主の皆様への利益還元については、安定的な配当の継続を基本とし、状況に応じた機動的な自己株式の取得を組み合わせ、より一層の充実に努めてまいります。

#### 【期末配当に関する事項】

上記の基本的な方針のもと、直近の経営成績及び財政状態に鑑み、当期末の剰余金の配当は、以下のとおりといたしたく、ご承認をお願いいたします。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

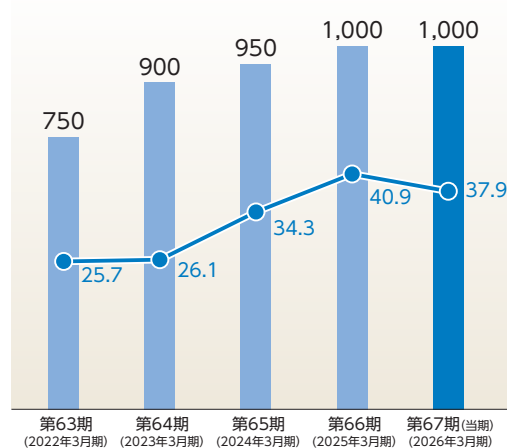
当社普通株式1株につき 金500円  
総額 31,575,129,500円

2

剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

上記の期末配当をご承認いただきますと、中間配当と合わせた年間配当金は、前期と同額の1株当たり1,000円となります。

【ご参考】1株当たり年間配当金の推移 (円)  
連結配当性向 (%)



## 第2号議案

## 定款一部変更の件

### ①提案の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

取締役会の監督機能を強化するとともに、監督と業務執行の機能を分離し、より一層迅速な意思決定を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行したく、ご承認をお願いいたします。

移行に伴う規定の新設及び改廃を行うとともに、重要な業務執行の委任に関する規定及び剰余金の配当を取締役会決議によって決定することができる旨の規定を新設し、その他所要の変更を行います。

#### (2) その他の変更

○許認可を必要とする「倉庫業」「通関業」を営んでいた子会社の全株式を売却したことに伴い、定款の事業目的からこれらを削除いたします。

○取締役会決議により自己株式の取得を行うことができる旨の規定は、期末配当も含めて剰余金の配当は取締役会決議によって行うことができる旨の規定(新第37条)に集約いたします。自己株式の取得はこれまで通り、取締役会決議によって機動的に実施することが可能です。

○新たに開設した研究開発拠点「JTC」における、株主総会の開催を可能といたします。

○相談役・顧問制度は廃止いたします。

### ②変更の内容

以下のとおりであります。なお本議案による定款の一部変更は、本総会終結の時をもって効力を発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条 (目 的)	第2条 (目 的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売	1. 粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売
2. 各種濾過装置の製造および販売	2. 各種濾過装置の製造および販売
3. 自動制御機器製品の製造加工および販売	3. 自動制御機器製品の製造加工および販売
4. 倉庫業	<削 除>
5. 通関業	<削 除>
6. 前各号に付帯関連する一切の事業	4. 前各号に付帯関連する一切の事業

現行定款	変更案
<p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>第12条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招 集)</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p> <p>②株主総会は、本店の所在地のほか、<u>東京都区内、埼玉県草加市または茨城県つくばみらい市において開催する。</u></p> <p>第14条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p style="text-align: right;">&lt;削 除&gt;</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削 除&gt;</p> <p>第7条～第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第11条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招 集)</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>②株主総会は、本店の所在地のほか、<u>東京都区内または千葉県柏市において開催する。</u></p> <p>第13条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員 数) 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>第21条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>②任期の満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員ののために選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第22条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会の決議によって取締役社長を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>②代表取締役は<u>取締役社長</u>とし、このほかに取締役会の決議によって選定することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および監査等委員会</p> <p>第18条 (員 数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、12名以内とする。</p> <p>②当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選 任) 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>②③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第20条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長</u>を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>②<u>取締役社長は代表取締役とし、このほかに取締役会の決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をし、かつ監査役の全員が異議を述べないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第23条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第24条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第26条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第26条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第28条（監査等委員会の招集通知）</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第29条（監査等委員会規程）</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第28条（相談役および顧問）</p> <p><u>取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第30条（常勤の監査等委員）</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
<p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p>
<p>第30条 (員 数) 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>&lt;削 除&gt; &lt;削 除&gt;</p>
<p>第31条 (選 任) 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第32条 (任 期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第33条 (常勤の監査役) 監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第34条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第35条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第36条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第37条 (社外監査役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 &lt;条文省略&gt; 第40条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第32条～第33条 &lt;現行どおり&gt; 第34条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条 &lt;条文省略&gt; 第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 &lt;新 設&gt; 第43条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 第44条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt; 第36条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 第37条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 第38条 &lt;現行どおり&gt;</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役11名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）11名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、社外取締役2名及び代表取締役1名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決定しております。

なお本議案は、第2号議案による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位・担当	取締役在任年数	取締役会出席回数
1	たか だ よし き 樹 <span>再任</span>	代表取締役社長／ 営業本部長	32年	6/6回
2	ど い よし ただ 土 居 義 忠 <span>再任</span>	取締役常務執行役員／ 技術本部長	5年	6/6回
3	サミエル・ネフ <span>再任</span>	取締役執行役員／サプライチェーン・ マネジメント担当／SCM統括部長	6年	6/6回
4	ケリー・ステイシー <span>再任</span>	取締役執行役員／ GHR担当／GIT担当	4年	6/6回
5	ほう じょう ひで み 北 條 秀 実 <span>再任</span>	取締役執行役員／製造本部長	2年	6/6回
6	みや ざき きょう いち 宮 崎 恭 一 <span>再任</span>	社外取締役	5年	6/6回
7	とみ た しょう いち 富 田 祥 一 <span>新任</span>	執行役員／営業本部部長／ 北米支援部長／グローバル推進部長	—	—
8	いわ た よし こ 岩 田 宜 子 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	5年	6/6回
9	おお た に わたる 大 谷 渡 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—
10	い う え とし まさ 井 植 敏 雅 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—
11	むら た とも ひろ 村 田 朋 博 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—

候補者  
番号

1

たか だ よし き  
**高田 芳樹**

(1958年6月6日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年 4月	当社入社	2018年 7月	営業本部長 (現任)
1991年 6月	SMCアメリカ出向	2019年 9月	代表取締役副社長
1994年 6月	当社取締役	2019年12月	SMCアメリカ取締役会長 (現任)
2002年 6月	常務取締役	2020年 4月	当社指名・報酬委員会委員 (現任)
2003年 7月	海外事業総括担当	2021年 4月	代表取締役社長 (現任)
2004年 4月	SMCアメリカ取締役社長	2022年 1月	サステナビリティ委員会委員 (現任)
2014年 6月	当社 北米・中南米地区担当		
2017年 6月	取締役常務執行役員		
2018年 7月	取締役専務執行役員		

**【取締役候補者とした理由】**

長年にわたりSMCアメリカの責任者を務め、2018年からは当社の営業本部長として、当社グループのグローバルな事業展開を牽引してまいりました。2019年に代表取締役副社長、2021年4月には代表取締役社長に就任し、当社グループの経営全般の指揮を執るとともに、抜本的な構造改革を推進しております。引き続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

取締役在任年数	32年
取締役会出席状況	6回/6回
所有する当社株式の数	0株(*)

(\*) 資産管理会社を通じて当社株式を保有しております。

候補者  
番号

2

ど い よし た だ  
**土居 義忠**

(1962年2月21日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 4月	当社入社	2021年 6月	技術本部長 (現任)
2018年 7月	執行役員技術本部開発第8部長	2023年 5月	常務執行役員 (現任)
2020年 4月	技術本部副本部長		
2021年 6月	取締役 (現任)		
2021年 6月	執行役員		

**【取締役候補者とした理由】**

入社以来、研究開発業務に従事し、2020年からは技術本部副本部長、2021年からは技術本部長として、研究開発部門全体を統括する責務を果たしてまいりました。2022年からはドイツに駐在し、ドイツ技術センター及び各国の技術センターの体制強化、技術センター相互間の連携強化に努めました。日本に帰任後は、千葉県柏市に完成した新たな研究開発拠点「Japan Technical Center」の立ち上げにおいても、リーダーシップを発揮いたしました。引き続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

取締役在任年数	5年
取締役会出席状況	6回/6回
所有する当社株式の数	0株

候補者  
番号

## 3 サミエル・ネフ (1982年3月30日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 5月 当社入社  
 2008年 8月 ジョージタウン大学ローセンター入学  
 2011年 7月 ニューヨーク州弁護士登録  
 2012年 1月 SMCアメリカ入社  
 2013年 1月 SMCシンガポール プロジェクトマネージャー  
 2016年 5月 当社入社 経営企画室長  
 2020年 6月 取締役執行役員サプライチェーン・マネジメント担当 (現任)  
 2025年 4月 SCM統括部長 (現任)

取締役在任年数	6年
取締役会出席状況	6回/6回
所有する当社株式の数	0株

### 【取締役候補者とした理由】

当社グループ各社において研鑽を積んだ後、2016年からは当社経営企画室長、2020年からはサプライチェーン・マネジメントの統括責任者として、責務を果たしてまいりました。引き続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

## 4 ケリー・ステイシー (1962年4月27日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 8月 SMCアメリカ入社  
 2007年 9月 取締役  
 2012年 7月 取締役副社長  
 2019年12月 取締役社長 (現任)  
 2022年 6月 当社取締役執行役員 (現任)  
 2023年11月 GHR担当兼GIT担当 (現任)

### 【取締役候補者とした理由】

SMCアメリカに入社後、販売戦略策定、人事など多様な業務に従事し、2007年からは同社の取締役、2013年には取締役副社長、2019年には取締役社長に就任し、アメリカ子会社の経営にとどまらず、当社グループのグローバルな営業戦略及び人材育成戦略の推進、IT部門の統括などの責務を果たしてまいりました。引き続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

取締役在任年数	4年
取締役会出席状況	6回/6回
所有する当社株式の数	0株



候補者  
番号

5

ほう じょう ひ で み  
北 條 秀 実

(1968年7月8日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 1 月 当社入社  
2020年 9 月 執行役員  
2020年 9 月 製造本部部長  
2021年 4 月 遠野工場長兼務  
2021年 8 月 製造本部副本部長  
2023年 6 月 製造本部部長（現任）  
2024年 6 月 取締役執行役員（現任）

取締役在任年数	2年
取締役会 出席状況	6回/6回
所有する 当社株式の数	110株

### 【取締役候補者とした理由】

入社以来、製造部門の責任者を務めてまいりました。2023年からは製造本部部長、2024年からは取締役執行役員に就任し、製造本部全体を統括する責務を果たしてまいりました。引き続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

6

みやざき きょういち  
宮崎 恭一

(1962年10月11日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社  
 1987年 7月 ウッドガンディ証券会社東京支店入社  
 1993年 1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券東京支店入社  
 1995年 8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支社入社  
 1997年 2月 ドイツ証券会社東京支店入社  
 2004年 9月 ドイツ銀行ニューヨーク支店入社  
 2006年 4月 Zen Asset Management株式会社設立 代表取締役  
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2022年 1月 サステナビリティ委員会委員長（現任）

取締役在任年数	5年
取締役会出席状況	6回/6回
所有する当社株式の数	0株

## 【取締役候補者とした理由】

2021年の社外取締役就任以来、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督してまいりました。2022年からはサステナビリティ委員会の委員長として、サステナビリティに関する当社グループの取り組みの相当性や進捗度の監督に尽力するとともに、投資家の皆様との対話も行ってまいりました。

今後は業務執行を行う取締役として、国際的な金融機関における実務経験も活かして、管理部門を管掌する役職に就くことを予定しております。

当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



候補者  
番号 **7** とみ た しょう いち  
**富田 祥一** (1965年2月24日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社  
2001年 6 月 SMCアメリカ出向  
2013年11月 当社帰任  
2021年 4 月 北米支援部長（現任）  
2023年 8 月 執行役員（現任）  
2023年10月 営業本部部長兼務（現任）  
2024年 4 月 グローバル推進部長兼務（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

入社以来、営業部門で業務を遂行してまいりました。2001年にSMCアメリカに出向し、現地営業拠点の責任者として、米国市場におけるシェアの拡大に大きな役割を果たしました。2013年の当社帰任後は、営業活動におけるグローバル連携の深化に一貫して取り組み、2023年からは執行役員としてグループ全体の経営に参画しております。当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

取締役在任年数	—
取締役会出席状況	—/—
所有する当社株式の数	0株



社外取締役 在任年数	5年
取締役会 出席状況	6回/6回
所有する 当社株式の数	0株

候補者  
番号

8

いわ た よし こ  
**岩田 宜子**

(1956年7月15日生)

再任

社外

独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1979年 4月 バンク・オブ・アメリカ東京支店入社  
 1989年 6月 ビザ・インターナショナル入社  
 1992年 1月 デュー・ロジャース・ジャパン入社  
 1994年11月 テクニメトリックス（現トムソン・ロイター）東京支社入社  
 日本・韓国担当シニア・ディレクター  
 2001年 2月 ジェイ・ユース・アイアール株式会社入社  
 2001年 5月 同社代表取締役社長  
 2014年11月 ヤマト インターナショナル株式会社 社外取締役  
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2022年 1月 当社サステナビリティ委員会委員（現任）  
 2022年 9月 レーザーテック株式会社 社外取締役（現任）  
 2023年 4月 ジェイ・ユース・アイアール株式会社 取締役会長（現任）  
 2026年 2月 モリト株式会社 社外取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

- ジェイ・ユース・アイアール株式会社 取締役会長  
 レーザーテック株式会社 社外取締役  
 モリト株式会社 社外取締役

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

岩田宜子氏は、コーポレートガバナンス及び投資家と企業との対話の実務に関する専門的知見と豊富な経験を有する、日本におけるIRコンサルティングビジネスの草分け的存在であり、豊富な国際経験に加えて経営者としての経験と見識も兼ね備えた、優れた人格識見の持ち主であります。

岩田氏には、自身の専門的知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコーポレートガバナンス、情報開示及び投資家の皆様との対話に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいております。

また2022年からはサステナビリティ委員会の委員として、当社のサステナビリティ課題に関する取り組みの相当性や進捗度の監督に尽力いただいております。

引き続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、岩田氏を社外取締役候補者いたしました。



候補者  
番号

9

おお 谷  
わたる

わたる  
渡 (1959年1月4日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月 YKK株式会社入社  
2001年4月 常務 経営企画室長  
2004年4月 上席常務  
2004年6月 取締役  
2009年4月 取締役副社長 技術力強化推進担当  
2010年4月 同 工機技術本部長  
2017年4月 同 事業競争力強化担当  
2018年6月 YKK AP株式会社 取締役副社長 リノベーション担当  
2022年4月 同 業務改革担当  
2023年4月 取締役  
2024年6月 顧問  
2025年6月 常勤監査役 (現任)

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	0株

### 【重要な兼職の状況】

YKK AP株式会社 常勤監査役

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

大谷 渡氏は、大手のファスナーメーカー、住宅設備メーカーでトップマネジメントとして経営に携わった人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。

大谷氏には、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の方針全般に関する助言をいただくことを期待しております。

### 【兼職先の他社において法令又は定款違反その他不当な業務執行が行われた事実】

大谷 渡氏が常勤監査役を務めるYKK AP株式会社は、2026年3月、取引先に無償で金型等を保管させたことが下請代金支払遅延等防止法に違反するとして、公正取引委員会から勧告を受けました。

大谷氏は、本件が判明するまで違反と認定された事実を認識しておりませんが、取締役会等において日常的にコンプライアンスの重要性を指摘しており、本件の判明後は事実関係及び再発防止策を確認するなどして、常勤監査役としての職責を果たしております。



候補者  
番号 10 **井植 敏雅** (1962年12月3日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 三洋電機株式会社入社  
 2005年6月 同社代表取締役社長  
 2010年2月 株式会社LIXILグループ 副社長執行役員  
 2011年4月 株式会社LIXIL 取締役グローバルカンパニー社長  
 2018年6月 株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員）（現任）  
 2019年8月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA&COMPANY）社外取締役（現任）  
 2020年6月 亀田製菓株式会社 社外取締役（現任）  
 2020年6月 株式会社西島製作所 社外取締役（現任）

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	0株

### 【重要な兼職の状況】

株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員）  
 株式会社TAKARA&COMPANY 社外取締役  
 亀田製菓株式会社 社外取締役  
 株式会社西島製作所 社外取締役

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

井植敏雅氏は、大手の電機メーカー及び住宅設備メーカーでトップマネジメントとして経営に携わり、複数の上場会社で社外取締役を務める人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。

井植氏には、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の方針全般に関する助言をいただくことを期待しております。



候補者  
番号

11

むら た とも ひろ  
**村田 朋博**

(1968年6月17日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 大和証券株式会社入社  
1994年7月 株式会社大和総研入社  
1996年9月 モルガン・スタンレー証券会社入社  
2009年2月 フロンティア・マネジメント株式会社入社  
2015年6月 山一電機株式会社 社外取締役  
2021年6月 伯東株式会社 社外取締役（現任）  
2025年3月 部品大好き株式会社設立 代表取締役社長（現任）  
2026年6月 群栄化学工業株式会社 社外取締役に就任予定

### 【重要な兼職の状況】

フロンティア・マネジメント株式会社 顧問  
伯東株式会社 社外取締役  
部品大好き株式会社 代表取締役社長

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	0株

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

村田朋博氏は、証券アナリスト、経営コンサルタントとして活躍し、複数の上場会社で社外取締役を歴任しつつ、製造業を支える部品産業の経営を支援する会社を自ら設立した人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。村田氏には、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の方針全般に関する助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約(会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約)を締結しております。本総会終結の時をもって業務執行取締役となる宮崎恭一氏については同契約を継続せず、社外取締役として再任される岩田宜子氏については同契約を継続いたします。大谷 渡、井植敏雅、村田朋博の各氏との間では、新たに同契約を締結いたします。
3. 当社は、すべての取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する(ただし、各取締役がその職務を行うについて悪意又は重過失があった場合を除く)補償契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。同契約の内容の概要は、下表のとおりであります。  
また当社は、本総会終了後の取締役会において、すべての取締役候補者を同契約の被保険者に含めて、同契約の同内容での更新を決議する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要等】**

被保険者の範囲	当社並びに当社子会社の役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合等の全従業員
保険料の負担	被保険者の保険料負担なし(全額を当社が負担)
填補の対象とされる保険事故の概要	被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害(争訟費用等)
当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責条項を設けております。

5. 当社は、社外取締役岩田宜子氏を株式会社東京証券取引所定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。社外取締役候補者大谷 渡、井植敏雅、村田朋博の各氏についても、同様に独立役員に指定し、届出を行う予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現任の監査役3名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）の選任をお願いいたします。

監査等委員である取締役候補者は、社外取締役2名及び代表取締役1名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき取締役会において決定しております。会社法第344条の2第1項の趣旨に鑑み、本議案については監査役会の同意を得ております。

なお本議案は、第2号議案による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 **1** から **つ** けい **いち** **唐津 恵一** (1955年11月12日生) **新任** **社外** **独立**

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 新日本製鐵株式会社入社  
 1987年 5月 ペンシルヴェニア大学法科大学院卒業（LLM）  
 1994年 6月 新日本製鐵株式会社 総務部国内法規グループリーダー  
 2003年 7月 新日鉄化学株式会社 総務部長・法務知的財産部長・コンプライアンス事務局長  
 2006年 4月 新日鉄ソリューションズ株式会社 法務知的財産部長  
 2008年 7月 HOYA株式会社 MD事業部ジェネラルマネジャー（法務知的財産）  
 2010年 9月 東京大学大学院法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政研究センター教授  
 2013年10月 旭テック株式会社 監査役  
 2021年 4月 東海大学法学部教授（現任）  
 2021年 6月 東京大学名誉教授  
 2022年 4月 東海大学法学部長（現任）

### 【重要な兼職の状況】

東海大学法学部教授・法学部長

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	100株

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

唐津恵一氏は、大手メーカーの法務知的財産部門勤務の後、研究者・大学教員として活躍されている、優れた人格識見の持ち主であります。

唐津氏には、自身の専門知識と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査・監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針全般に関する助言をいただくことを期待しております。

なお唐津氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記のご経歴等から、当社社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

候補者  
番号

2

ととき(よこた)きよこ  
十時(横田)希代子

(1961年10月27日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 検事任官  
 2008年 4月 法務省人権擁護局参事官・調査救済課長  
 2014年 7月 国税庁資産課税課長  
 2016年 6月 神戸地方検察庁公判部長  
 2017年 4月 静岡地方検察庁次席検事  
 2018年 1月 東京地方検察庁総務部長  
 2018年10月 東京高等検察庁総務部長  
 2019年 8月 横浜地方検察庁小田原支部長  
 2021年 1月 高知地方検察庁検事正  
 2022年 4月 岐阜地方検察庁検事正  
 2024年 1月 検事退官  
 2024年 1月 国税審議会委員（現任）  
 2024年 5月 弁護士登録、東京八丁堀法律事務所入所（現在に至る）

### 【重要な兼職の状況】

弁護士（東京八丁堀法律事務所）

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	0株

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

十時（横田）希代子氏は、長年にわたって検事として活躍し、法務省及び国税庁なども含めて要職を歴任され、退官後は弁護士として活動し、また国税審議会委員も務める人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。

十時氏には、自身の専門知識と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査・監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコンプライアンス及び法的リスク管理に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくことを期待しております。

このような役割を果たしていただくため、十時氏を社外取締役候補者といたしました。

なお十時氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記のご経歴等から、当社社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

十時希代子氏は、戸籍上の氏名は横田希代子ですが、弁護士業務において通称として「十時」姓を使用しておられます。



候補者  
番号

3

いとう けんじ  
伊東 賢治

(1964年3月2日生)

新任

社外

独立

社外取締役 在任年数	—
取締役会 出席状況	—/—
所有する 当社株式の数	0株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 9月 監査法人朝日新和会計社入社
- 1992年10月 中央監査法人入社
- 1995年 3月 公認会計士登録（現在に至る）
- 1999年 7月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2002年 3月 アベンティス・ファーマ株式会社入社
- 2005年 1月 伊東公認会計士事務所開業 代表就任（現在に至る）
- 2005年 1月 税理士登録（現在に至る）
- 2009年 5月 米国公認会計士登録（現在に至る）
- 2010年 1月 シーメンスインダストリーソフトウェア株式会社（現シーメンス株式会社）入社
- 2012年 7月 シスコシステムズ合同会社入社
- 2013年 7月 KVH株式会社（現Coltテクノロジーサービス株式会社）入社
- 2018年 4月 日印パートナーズ合同会社設立 代表社員（現任）
- 2021年 5月 チームCFOブレイン合同会社設立 代表社員（現任）

### 【重要な兼職の状況】

- 公認会計士（伊東公認会計士事務所 代表）
- チームCFOブレイン合同会社 代表社員
- 日印パートナーズ合同会社 代表社員

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

伊東賢治氏は、日本及び米国の公認会計士資格、税理士資格を有し、会計及び税務に関する専門知識を有するのみならず、数多くのグローバル企業での会計実務、国際的なビジネス展開を行う企業へのコンサルティング業務に関する豊富な経験を併せ持つ人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。

伊東氏には、自身の専門知識と幅広い知見に基づき、一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査・監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に会計、税務に関する施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役の候補者各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、唐津恵一、十時希代子、伊東賢治の各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結する予定です。
3. 当社は、すべての監査等委員である取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、各監査等委員である取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があった場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。同契約の内容の概要は、下表のとおりであります。
- また当社は、本総会終了後の取締役会において、すべての監査等委員である社外取締役候補者を同契約の被保険者に含めて、同契約の同内容での更新を決議する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要等】**

被保険者の範囲	当社並びに当社子会社の役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合等の全従業員
保険料の負担	被保険者の保険料負担なし（全額を当社が負担）
填補の対象とされる保険事故の概要	被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（争訟費用等）
当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責条項を設けております。

5. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者唐津恵一、十時希代子、伊東賢治の各氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

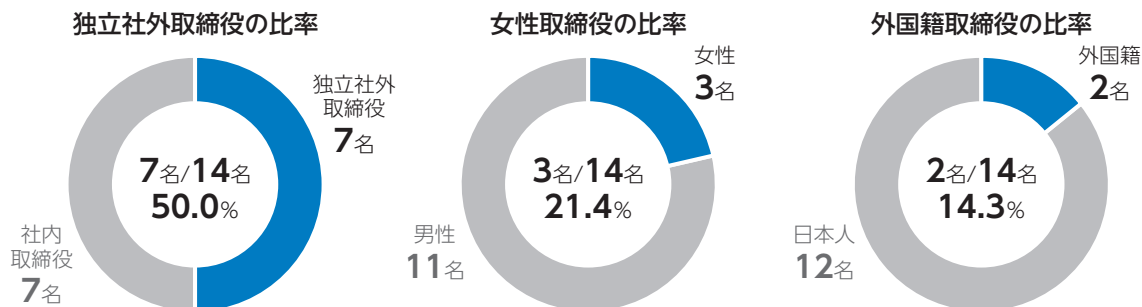
## 【ご参考1】 社外役員の独立性に関する基準

社外取締役及び社外の監査等委員である取締役の独立性に関して、法令上の要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加えて、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと

- (1) 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。）
- (2) 当社グループの主要な取引先（\*）又はその業務執行者  
（\*）主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。
  - 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
  - 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
  - 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
- (3) 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有している株主をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者）
- (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- (8) 過去10年間に於いて、上記（1）に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記（2）～（7）に該当していた者
- (9) 上記（1）～（8）に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。）に限る。

## 【ご参考2】 取締役会の構成（本総会終結時（予定））



## 【ご参考3】 取締役のスキルマトリックス

本総会終結時(予定)の取締役の有する経験及び専門性を示した一覧表(スキルマトリックス)は、以下のとおりであります。

	氏名	当社における地位/担当	スキル									
			企業 経営	技術 開発	営業・ マーケ ティング	SCM	財務 会計	法務 リスク 管理	IR	ESG/ SDGs	国際性	
1	高田 芳樹	代表取締役社長/営業本部長/ 指名・報酬委員会委員/ サステナビリティ委員会委員	●		●			●				●
2	土居 義忠	代表取締役副社長/ 技術本部長		●		●						●
3	ケリー・ステイシー	取締役副社長/ GHR担当兼GIT担当	●		●							●
4	サミエル・ネフ	取締役執行役員/ サプライチェーン・マネジメント 担当兼SCM統括部長				●			●			●
5	北條 秀実	取締役執行役員/ 製造本部長		●		●						
6	宮崎 恭一	取締役執行役員/ 管理本部長							●		●	●
7	富田 祥一	執行役員/ 営業本部副本部長			●							●
8	独立 社外 岩田 宣子	社外取締役/ サステナビリティ委員会委員	●							●	●	●
9	独立 社外 大谷 渡	社外取締役 筆頭独立社外取締役/ 指名・報酬委員会委員長	●	●							●	
10	独立 社外 井植 敏雅	社外取締役/ サステナビリティ委員会委員長	●		●			●			●	●
11	独立 社外 村田 朋博	社外取締役/ 指名・報酬委員会委員	●	●	●							
12	独立 社外 唐津 恵一	社外取締役/ 監査等委員会委員長							●		●	●
13	独立 社外 十時(横田)希代子	社外取締役/ 監査等委員							●			
14	独立 社外 伊東 賢治	社外取締役/ 監査等委員	●					●				●

以上

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件

取締役の金銭報酬の総額は、2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、年額9億円以内と定められ、現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、現在の取締役の金銭報酬の総額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬（基本報酬）の総額を、年額20億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）とさせていただきたく、ご承認をお願いいたします。

本議案は、事業報告に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に従って、社外取締役2名及び代表取締役1名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決定したものであり、従前の定めを置いた当時の経済情勢の変化、当社の業容拡大、また優秀な経営人材確保の観点からも必要かつ合理的で、相当な内容であると判断いたしました。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）となります。

なお本議案は、第2号議案による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

監査役の金銭報酬の総額は、2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、年額1億円以内と定められ、現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、新たに監査等委員である取締役の金銭報酬（基本報酬）の総額を、年額2億円以内とさせていただきたく、ご承認をお願いいたします。

本議案は、社外取締役2名及び代表取締役1名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決定したものであり、従前の定めを置いた当時の経済情勢の変化、当社の業容拡大、また優秀な経営人材確保の観点からも必要かつ合理的で、相当な内容であると判断いたしました。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（全員が社外取締役）となります。

なお本議案は、第2号議案による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）  
に対する業績連動報酬（金銭賞与、株式報酬及びストック・  
オプション）の額及び内容決定の件

## ①提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）に対する株式報酬（株式給付信託）制度は、2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において導入され、2023年6月29日開催の第64期定時株主総会において一部改定のうえ継続されて、2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において定められた年額9億円以内とする取締役の金銭報酬の総額とは別枠で年間3,000株及び3億円以内と定められ、現在に至っております。また取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）に対する業績連動賞与（確定額金銭報酬）の制度は、2022年5月13日開催の取締役会において、2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において定められた年額9億円以内とする取締役の金銭報酬の総額の範囲内で支給するものと定められ、現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、現在の株式報酬及び業績連動賞与の制度は本議案が原案どおり承認可決されることを条件として廃止する（株式給付信託については改定のうえ引き継ぐ）こととし、新たに取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象とする業績連動報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。本制度の詳細については、下記②の範囲内で、指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に一任いただきたく存じます。

本議案は、社外取締役2名及び代表取締役1名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決定したものであり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有する度合いを高めることで、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大へのコミットメントを強化するという目的に照らしても、必要かつ合理的で、相当な内容であると判断いたしました。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定であります。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役の員数は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた7名となります。

## ②本制度に係る報酬等の額及び内容等

## (1) 本制度の概要

改定後の取締役に対する業績連動報酬は、金銭賞与、株式報酬、ストック・オプションから構成されます。

各事業年度の終了後、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会があらかじめ定めた算定式により、業績指標（連結営業利益）の金額に、業績目標（連結ベースの売上高営業利益率）の達成度及び役位に応じた係数を乗じた金額を、各取締役に対する業績連動報酬の総額として算定いたします。この総額は、第5号議案により20億円の年間報酬枠を設定する基本報酬とは別

枠で、上限を年額50億円といたします。

各取締役につき定められた業績連動報酬の総額を、下表に示す比率で金銭賞与、株式報酬、ストック・オプションに配分いたします。ただし、株式報酬として取締役全員に交付する株式の総数は年間50,000株、ストック・オプションとして取締役全員に付与される新株予約権の総数は年間1,500個（150,000株相当）を上限とし、これを超える分の金額は、金銭賞与に上乘せして支給するものといたします。

なお、配分比率は、指名・報酬委員会での審議を経た取締役会の決議により変更することがあります。

金銭賞与	株式報酬	ストック・オプション
40%	40%	20%

## (2) 金銭賞与

各取締役に対し、業績連動報酬としての金銭賞与として、上記(1)に基づき各取締役につき定められた業績連動報酬の総額に金銭賞与に係る配分比率を乗じた金額を支給いたします。かかる金銭賞与の報酬枠は、第5号議案により20億円の年間報酬枠を設定する基本報酬とは別枠で設定いたします。

## (3) 株式報酬（株式給付信託）

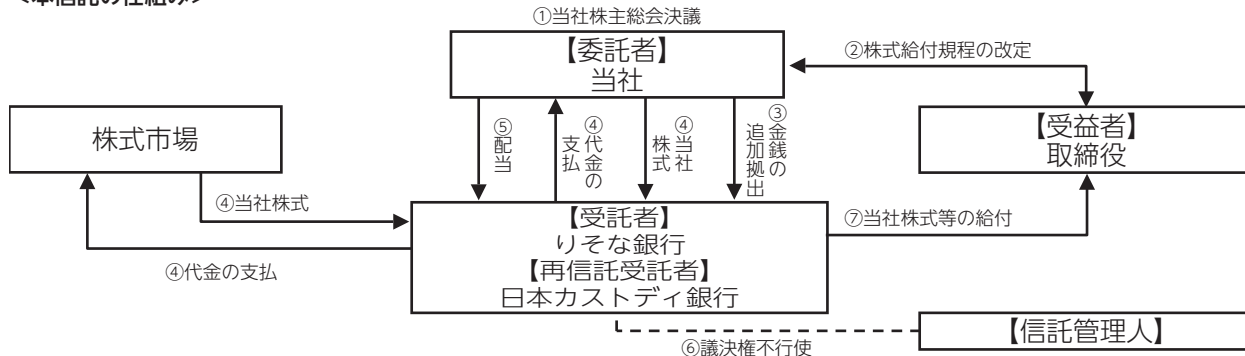
### 1. 概要

各取締役に対し、株式報酬として、業績連動報酬のうち株式報酬として配分された金額に相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を給付するものであります。

当社が資金を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、指名・報酬委員会での審議を経て取締役会において定める「株式給付規程」に基づいて、各取締役に付与するポイントに相当する当社株式等を、本信託を通じて、各対象取締役に給付いたします。

なお取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします。

### <本信託の仕組み>



- ①当社は、本株主総会において、取締役に対する新たな業績連動報酬制度導入の承認決議を得ます。
- ②当社は、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る「株式給付規程」を定めます。
- ③当社は、上記①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、上記③で信託された資金を原資として、当社株式を株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、対象取締役に対して、業績目標の達成度及び役位に応じて、事業年度ごとにポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

## 2. 対象期間

2027年3月末日をもって終了する事業年度から2029年3月末日をもって終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間といたします。

## 3. 信託期間

2020年8月11日から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するもの）といたします。なお本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

## 4. 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、取締役に対して当社株式等を給付するための当社株式の取得資金として、対象期間ごとに、60億円を上限とする金銭を本信託に拠出いたします（※）。

なお当社は、対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の上限額となる範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものといたします。

ただし、係る追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で、取締役に對する給付未了のものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については当該対象期間の開始日の前日における時価）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内といたします。

（※）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

## 5 取締役に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役には、前記（1）に基づき各取締役に株式報酬として配分された金額を、各事業年度末日の翌々月の末日における

東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数のポイントが付与され（100ポイント未満切捨て）、付与されたポイントは、取締役に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。切り捨てられたポイントに相当する金銭は、金銭賞与の金額に追加して支払われます。

また、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

対象期間中に取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり合計50,000ポイント（対象期間である3事業年度については合計150,000ポイント）を上限といたします。

## 6. 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、前記4.により当社から抛出された株式取得資金を原資として、対象期間ごとに、150,000株の範囲内で株式市場からの買付又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行います。取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて決定し、開示いたします。

## 7. 取締役に対する当社株式等の給付

取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を経て、付与されたポイントに応じた数の当社株式を当該取締役に給付いたします。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付いたします。また、取締役が死亡した場合には、全てを当社株式の時価相当額の金銭で給付いたします。なお、金銭の給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

## 8. 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使といたします。

## 9. 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当いたします。

## 10. 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントに応じて、按分して給付することを予定しております。

## 11. マルス／クローバック条項

本制度の対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、当社株式等の給付を受ける権利を取得しないものといたします。

また、本制度による当社株式等の給付が行われた後に、ポイント付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、本来給付されるべき範囲を超えて給付された当社株式等を、当社に返還する義務を負うものいたします。

### 12. その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において定めます。

#### (4) ストック・オプション

##### 1. 概要

各取締役に対し、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額に応じた個数の新株予約権を付与するものであります。

当該新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、各事業年度末日の翌々月の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）と同額といたします。

当社は、このような制度設計により、取締役が、株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有する度合いを一層高め、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることができると考えております。

##### 2. 新株予約権の個数の算定方法

各取締役には、各事業年度に関して、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額を、下記「3. 新株予約権の概要」に定める新株予約権の払込金額で除した数（1個未満切捨て）の新株予約権が付与されます。なお、切り捨てられた数の新株予約権に相当する金銭は、金銭賞与の金額に追加して支払われます。

各事業年度において取締役全員に付与される新株予約権の総数は年間1,500個（150,000株相当）を上限とし、これを超える分の金額は、金銭賞与に上乗せして支給するものとします。

なお当社は、業績連動報酬の決定直後の定時株主総会において退任する取締役に対して、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額については、新株予約権に代えて金銭で支給することを、取締役会決議によって定めることができるものいたします。

##### 3. 新株予約権の概要

次のとおりといたします。

###### a. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の個数は、1,500個（150,000株相当）を上限とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

以上の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

c. 新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、各事業年度末日の翌々月の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）と同額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

### e. 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から10年以内で当社の取締役会にて定める期間とする。

### f. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### g. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会による承認決議を要する。

### h. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記e.の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日(ただし、再任される場合を除く。)の翌日から10日(10日目日が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権のその他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

### i. 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記h.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

### j. マルス/クローバック条項

新株予約権の個数の算定の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、新株予約権の付与を受ける権利を取得しないものとする。

また、新株予約権の付与が行われた後に、付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、新株予約権、新株予約権の行使によって取得した株式又は新株予約権の行使によって得た経済的利益に相当する金銭を、当社に返還する義務を負うものとする。

### k. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記b.に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記d.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

前記e.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日からe.に定める行使期間の末日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記f.に準じて決定する。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(ク) その他新株予約権の行使の条件

前記h.に準じて決定する。

(ケ) 新株予約権の取得事由及び条件

前記i.及びj.に準じて決定する。

(コ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

l. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の事項については、取締役会の決議により定める。

以 上

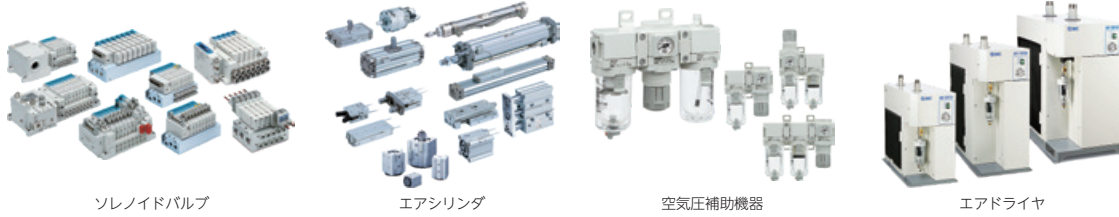
# 1 企業集団の現況に関する事項

## ① 主要な事業内容

空気圧機器をはじめとする自動制御機器の製造販売

**1 空気圧機器** 圧縮空気の圧力をエネルギー源として、物を押す・つかむ・回すといった、人の手に代わるような作業をする機器です。

**主要な製品** エアシリンダ、エアチャック、ロータリアクチュエータ、ソレノイドバルブ、空気圧補助機器、ワンタッチ管継手、真空エジェクタ



## 2 電動機器



**主要な製品** 電動アクチュエータ

## 3 センサ



**主要な製品** 圧力スイッチ、フロースイッチ

## 4 温調機器



**主要な製品** サーモチャラー、サーモコン

当社グループの製品群は、あらゆる産業分野の自動化・省力化に貢献しています。



(ご参考) グローバルネットワーク



**欧州 19.0%**  
売上高 159,689百万円 前期比 +14.0%

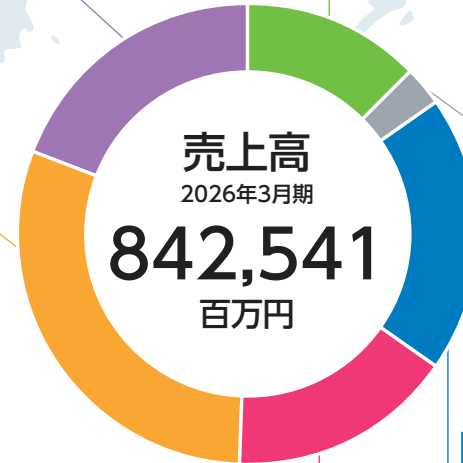
**中華圏 30.3%**  
売上高 255,690百万円 前期比 +15.2%

**その他アジア 15.8%**  
売上高 133,251百万円 前期比 +4.8%

**北米 12.6%**  
売上高 106,331百万円 前期比 -11.0%

**その他 2.9%**  
売上高 24,621百万円 前期比 +26.5%

**日本 19.3%**  
売上高 162,956百万円 前期比 -0.5%



(注)「北米」にはカナダ、米国、メキシコ、「中華圏」には中国、香港、台湾を含みます。



② 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、中東情勢の緊迫化、米国関税政策の影響などから不透明な状況が継続しました。

自動制御機器の需要環境を概観しますと、半導体・電機関連は、中華圏は家電、液晶などデジタル機器関連を中心に好調を維持し、日本・北米・韓国の半導体関連は年度後半から需要が回復しました。自動車関連は、中華圏のEV関連需要は底堅く推移しましたが、北米・日本・欧州は設備投資先送りの動きが継続しまし

た。工作機械関連は、中華圏・日本を中心に堅調でした。医療機器関連、食品機械関連及びその他の業種向けは、伸び悩みました。

このような環境において当社グループは、製品供給能力の拡大、BCP（事業継続計画）に基づく生産の複線化、開発能力の強化を目的とした積極的な設備投資を進め、製品・顧客の多角化推進などに引き続き取り組みました。

これらの結果、当期の連結売上高は、842,541百万円（前期比6.4%増）となりました。

営業利益は、190,558百万円（同0.2%増）となりました。材料費、減価償却費、人件費の増加が、主要因です。

経常利益は、為替差益の発生などにより、235,591百万円（同12.2%増）となりました。

税金等調整前当期純利益は、236,989百万円（同

12.3%増）となりました。固定資産売却益及び投資有価証券売却益の増加と減損損失の発生が主要因です。親会社株主に帰属する当期純利益は、167,302百万円（同7.0%増）となりました。

自己資本当期純利益率（ROE）は、前期比微増の8.3%となりました。

### ③ 対処すべき課題

当社グループは、以下の経営理念を掲げ、持続可能な成長の実現に向けて、重点課題に取り組んでいます。

#### 【経営理念】

- (1) 自動化・省力化に貢献する  
空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を通じて、「産業界の自動化・省力化に貢献する」ことが、当社の社会的使命であると認識しております。
- (2) 本業に専心する  
「産業界の自動化・省力化に貢献する」要素部品メーカーとしての本分に徹し、本業である自動制御機器事業に経営資源を集中して、競争力の向上に努めてまいります。
- (3) グローバルに製品を供給する  
世界各国・地域のルールやニーズに沿った製品、世界のどの市場でも通用する製品を供給してまいります。

#### 【重点課題】

##### (1) 当社グループの強みを活かした事業戦略

以下のような当社グループの強みを活かすことにより、さらなる売上成長と、低シェア地域及び低シェア製品の領域を中心に、販売シェアの向上を実現することができるものと考えています。

##### ◆広汎なグローバルフットプリント

当社グループの製品は汎用性が高く、半導体・電機、自動車、工作機械だけでなく、あらゆる産業分野で多種多様な用途でご使用いただいています。顧客アカウントは70万社に上り、特定の業種・地域への依存度が低いことから、需要環境の急激な変化に対して強い耐性を持っています。

また当社グループは、世界80以上の国と地域に500以上の拠点網を展開し、約7,000名の営業スタッフを配置するとともに、販売代理店各社との協働により、お客様へのきめ細かなサービスの提供に努めています。世界5か国の技術センターは、約2,000名の技術スタッフを擁し、センター間の連携強化を図りつつ、研究開発、技術情報の収集及びお客様への技術サポートを行っています。

こうした広汎なグローバルフットプリントを通じて収集・蓄積した情報は、お客様に付加価値をもたらす源泉であり、当社グループは、各種のITツールも利用して情報を共有し、事業戦略に活用しています。

##### ◆88万品目の豊富な品揃え

当社グループは、主力の空気圧機器だけでなく、自動制御機器全般を網羅する一連の製品群をお客様に提供しています。豊富な品揃えは88万品目に及び、在庫も厚めに保持する戦略で、当社グループにご用命いただければ自動制御機器なら何でも揃う「ワンストップショップ」のサービスにより、お客様の様々なニーズに対応しています。

##### (2) 着実な設備投資

当社グループは、以下の観点から、着実な設備投資に取り組んでいます。これらは、短期的には減価償却費の負担により収益性の悪化を招きますが、中長期的には当社グループの競争力を高め、企業価値の向上に資するものと考えています。

##### ◆生産能力の確保

地球温暖化や労働力人口の減少などの社会課題は深刻さを増しており、自動化・省力化を通じてこれら社会課題の解決に貢献できる自動制御機器は、中長期的に安定した需要の拡大が見込まれます。当社グループは、不況期にも着実な設備投資を行って生産能力を確保することにより、需要回復時には他社に先んじて受注を獲得し、販売シェアを伸ばす戦略を採用してきました。

不透明な政治経済情勢を背景に、設備投資の抑制傾向がみられる現下の状況においても、生産拠点、物流拠点及び研究開発拠点の拡充を進めています。

#### ◆生産の複線化

当社グループは従来、集中生産とロケーションセービング（人件費を中心とする生産コストの低い国・地域での生産）による徹底的なコストダウンを進めてきましたが、自然災害や感染症、貿易紛争など様々なリスクを想定し、いかなる事態が発生してもお客様への製品供給責任を果たすことができる体制を確立するため、世界6か国の量産拠点を中心に、生産の複線化（一つの製品を複数の拠点で生産できる体制の構築）を進めています。

#### ◆人的資本投資

当社グループは、「従業員が誇りと愛着を持てる企業」を目指して、快適な職場環境の整備に取り組んでいます。近年竣工した新工場、新本社、新たな研究開発拠点Japan Technical Center (JTC) 及び遠野サプライヤーパークでは、働く人にとって快適な環境を整備するとともに、お客様、お取引先、当社グループ各社の従業員などとの交流促進を目的とした設備を導入して、生産性の向上と優秀な人材の確保に努めています。

#### (3) CO<sub>2</sub>排出量削減に貢献する製品とソリューションの提案

当社グループは従来から、小型・軽量で省エネルギー性能に優れた製品を開発し、お客様に提供してきました。当社の高い環境関連技術をお客様にアピールすることで、売上成長につなげていきます。

#### ◆低圧化の提案

工場における消費電力の約20%が、圧縮空気を生成するコンプレッサの稼働によるものとされています。お客様の工場で使用されるエアの消費量や圧力を抑えることにより、CO<sub>2</sub>排出量と電力コストの大幅な削減が可能です。

当社グループは、お客様の工場全体で使用する空気圧を低圧化する「4BAR factory」のソリューション、エアの使用状況を常時監視し設備の稼働状況に応じて自動的に圧力を下げる機能などを持つ「AMS（エアマネジメントシステム）」、工場全体を低圧化しつつラインの必要な部分のみ局所で増圧する「省エネ増圧弁」などの提案活動に力を入れています。

#### ◆省エネ診断

当社グループのスタッフがお客様の工場にお伺いして、エアの使用状況を細かくチェックし、エアの消費量の削減や圧力の低圧化を実現する製品やノウハウを組み合わせた、総合的な提案を行う「省エネ診断」の活動を進めています。

世界50か国以上で約200名の営業スタッフを担当者として任命し、お客様に対して年間600件以上の省エネ診断を実施しています。

#### ◆「環境配慮型製品」

当社製品をシリーズごとに区分して、原材料の調達から生産、販売、お客様による製品の使用、廃棄に至るまでのプロセス全体における環境負荷の低減について、11項目の評価を実施しています。これらの項目のうち、お客様のCO<sub>2</sub>排出量削減に直接に貢献できる4項目（省電力、省資源、省エア、省エネ性能の向上を目的に開発した新製品）のいずれかに該当する製品を「環境配慮型製品」と定義しました。

環境配慮型製品の売上高は、当社グループの売上高全体の約80%を占めています。

#### ◆政府・自治体との協働

当社は、経済産業省資源エネルギー庁の施策として（一社）環境共創イニシアチブが運営する「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」の「省エネ診断機関」として登録を受けて、お客様の生産設備や装置の省エネ診断を実施しています。

このほか、各国政府や自治体などと協働して、当社グループの製品やソリューションの活用により、広くCO<sub>2</sub>排出量削減を図る施策の検討を進めています。

#### ④ 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、150,254百万円(前期比39.4%増)となりました。その主なものは、次のとおりです。

##### (1) 完成した設備



遠野サプライヤーパーク (岩手県遠野市)



Japan Technical Center (千葉県柏市)



SMC中国 常州倉庫 (常州市)

##### (2) 建設中の設備



SMC中国 新技術センター (北京市)

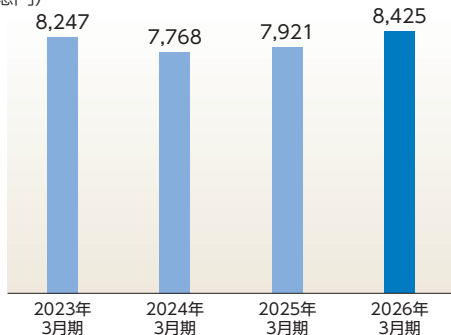


下妻倉庫 (茨城県下妻市)

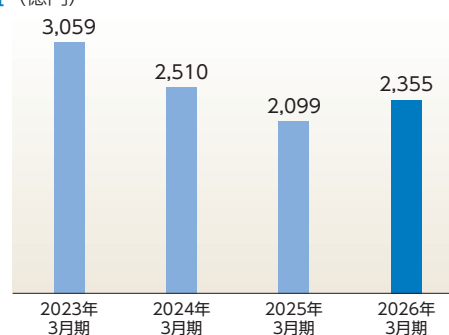
## 5 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第64期 (2023年3月期)	第65期 (2024年3月期)	第66期 (2025年3月期)	第67期(当期) (2026年3月期)
売 上 高	(百万円)	824,772	776,873	792,108	<b>842,541</b>
経 常 利 益	(百万円)	305,980	251,008	209,921	<b>235,591</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	224,609	178,321	156,344	<b>167,302</b>
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	3,444.55	2,766.92	2,444.61	<b>2,640.04</b>
総 資 産	(百万円)	1,927,940	2,094,559	2,100,767	<b>2,311,835</b>
純 資 産	(百万円)	1,702,325	1,885,871	1,928,306	<b>2,115,240</b>
1 株 当 た り 純 資 産 額	(円)	26,331.72	29,338.63	30,255.22	<b>33,498.92</b>
自己資本当期純利益率	(%)	13.8	10.0	8.2	<b>8.3</b>

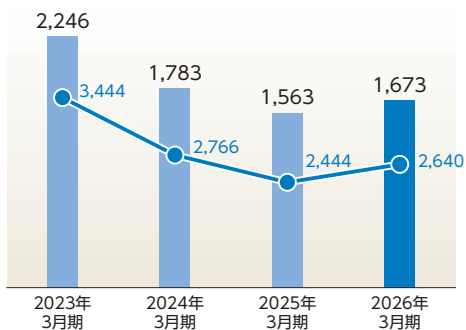
売上高 (億円)



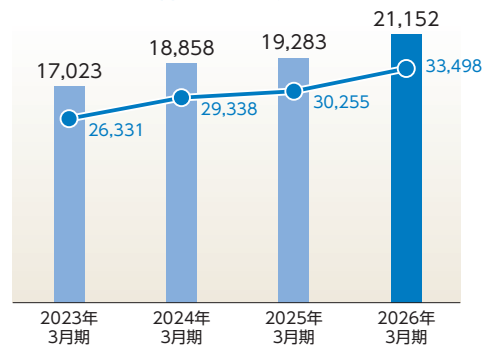
経常利益 (億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円) ● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (億円) ● 1株当たり純資産額 (円)



## ⑥ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ACS株式会社	百万円 304	100.0 %	自動制御機器の販売
SMC Corporation of America (SMCアメリカ)	千米ドル 173,000	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Deutschland GmbH (SMCドイツ)	千ユーロ 84,101	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Italia S.p.A. (SMCイタリア)	千ユーロ 18,145	99.9	自動制御機器の製造販売
SMC Espana S.A.U. (SMCスペイン)	千ユーロ 3,305	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Corporation (U.K.) Ltd. (SMCイギリス)	千英ポンド 14,500	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Industrial Automation CZ s.r.o. (SMCチェコ)	百万クローネ 1,713	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Corporation (Singapore) Pte. Ltd. (SMCシンガポール)	千シンガポールドル 5,600	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Automation (Taiwan) Co., Ltd. (SMC台湾)	千台湾ドル 420,840	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Korea Co., Ltd. (SMC韓国)	百万ウォン 46,500	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Corporation (India) Pvt. Ltd. (SMCインド)	百万インドルピー 2,181	(注) 100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Investment Management China Co., Ltd. (SMC投資管理)	百万円 6,185	100.0	中国における子会社の管理
SMC Automation China Co., Ltd. (SMC中国)	百万円 100	(注) 100.0	自動制御機器の販売
SMC (China) Co., Ltd. (SMC中国製造)	百万円 1,504	(注) 100.0	自動制御機器の製造販売
SMC (Beijing) Manufacturing Co., Ltd. (SMC北京製造)	百万円 1,716	(注) 100.0	自動制御機器の製造
SMC (Tianjin) Manufacturing Co., Ltd. (SMC天津製造)	百万円 3,000	(注) 100.0	自動制御機器の製造
SMC Manufacturing (Singapore) Pte. Ltd. (SMCシンガポール製造)	千シンガポールドル 10,000	100.0	自動制御機器の製造
SMC Manufacturing (Vietnam) Co., Ltd. (SMCベトナム製造)	百万ドン 23,612,929	100.0	自動制御機器の製造
SMC Automacao do Brasil Ltda. (SMCブラジル)	千リアル 332,525	(注) 100.0	自動制御機器の製造販売

(注) SMCインド、SMC中国、SMC中国製造、SMC北京製造、SMC天津製造及びSMCブラジルに対する当社の議決権比率は、当社の100%子会社による間接保有分を含めた数値です。

連結子会社は、上記の重要な子会社19社を含む69社です。

日本機材株式会社と制御機材株式会社とは合併し、ACS株式会社に社名を変更しました。量産工場の機能を持つSMCインド及びSMCチェコを、当期から重要な子会社に加えしました。

## 7 従業員の状況

従業員数	24,773名	前期末比	1,659名増
------	---------	------	---------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。  
2. 上記のほか、臨時従業員5,616名（期中平均人員。前期比135名増）を雇用しています。

## 8 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,000百万円

## 9 主要な拠点

### (1) 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目5番5号
営業所	仙台、大宮（埼玉県さいたま市）、甲府、東京、厚木、浜松、豊田、名古屋、金沢、京都、大阪、岡山、広島、福岡
工場	草加、筑波（茨城県常総市）、矢祭、釜石、遠野、下妻
研究所	Japan Technical Center（千葉県柏市）
物流センター	東日本ロジスティクスセンター（茨城県常総市）、西日本ロジスティクスセンター（滋賀県竜王町）

### (2) 子会社

「⑥ 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

## 10 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

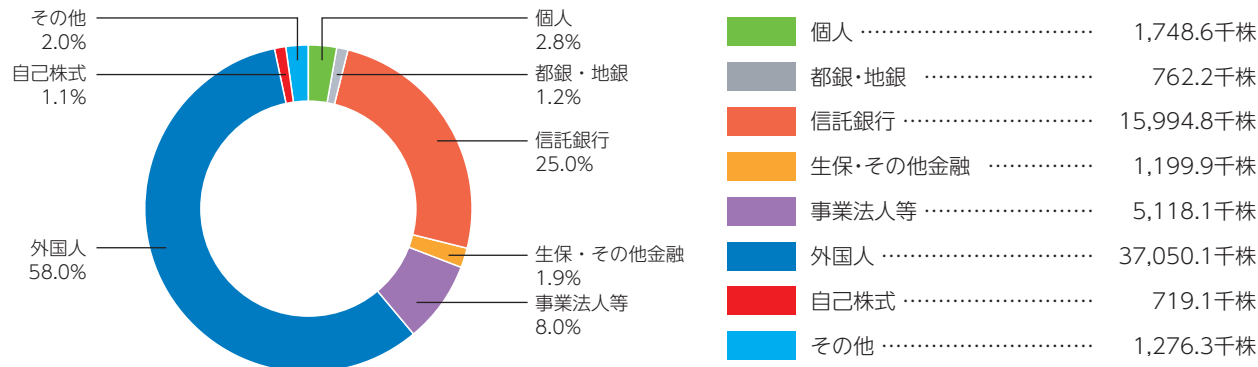
## 2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 63,869,359株 (自己株式数 719,100株を含む。)  
 ③ 株主数 8,037名  
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,647.0 千株	15.27 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,066.8	6.43
合同会社高田インターナショナル	3,793.0	6.00
トン ファイナンス ビーバイ	3,443.5	5.45
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	2,750.4	4.35
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	2,148.4	3.40
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,996.2	3.16
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040	1,504.0	2.38
野村信託銀行株式会社(信託口2052208)	1,239.4	1.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,145.5	1.81

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した63,150,259株をもとに算出し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しています。

### 所有者別株式分布状況



#### ④ その他株式に関する重要な事項

##### (1) 自己株式の消却

当社は、2025年5月14日開催の取締役会における決議に基づき、以下のとおり自己株式の消却を行いました。

消却した株式の数	普通株式3,500,000株
消却日	2025年5月30日

##### (2) 自己株式の取得

1. 当社は、2025年5月14日開催の取締役会における決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得の目的	株主還元の充実、資本効率の向上
取得した株式の総数	普通株式594,400株
株式の取得価額の総額	29,996百万円
取得期間	2025年5月19日から2025年12月3日まで
取得方法	市場買付

2. 当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を行うことを決議しました。

取得の目的	株主還元の充実、資本効率の向上、代用自己株式としての利用
取得する株式の総数	普通株式800,000株
株式の取得価額の総額	50,000百万円
取得期間	2026年5月20日から2027年3月24日まで
取得方法	市場買付

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
高田 芳樹	代表取締役社長	営業本部長 (指名・報酬委員会委員) (サステナビリティ委員会委員) SMCアメリカ 取締役会長
土居 義忠	取締役 常務執行役員	技術本部長
太田 昌宏	取締役 執行役員	経理部長
サミエル・ネフ	取締役 執行役員	サプライチェーン・マネジメント担当兼SCM統括部長
小倉 浩史	取締役 執行役員	営業本部副本部長
ケリー・ステイシー	取締役 執行役員	GHR担当兼GIT担当 SMCアメリカ 取締役社長
北條 秀実	取締役 執行役員	製造本部長
磯江 敏夫	取締役	
海津 政信	社外取締役	(筆頭独立社外取締役) (指名・報酬委員会委員長)
香川 利春	社外取締役	(指名・報酬委員会委員)
岩田 宜子	社外取締役	(サステナビリティ委員会委員) ジェイ・ユース・アイアール株式会社 取締役会長 レーザーテック株式会社 社外取締役 モリト株式会社 社外取締役
宮崎 恭一	社外取締役	(サステナビリティ委員会委員長)
千葉 雄正	常勤監査役	
東葭 新	社外監査役	公認会計士 (公認会計士東葭新事務所 代表)
内川 治哉	社外監査役	弁護士 (弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー)

- (注) 1. 海津政信、香川利春、岩田宜子、宮崎恭一、東葭 新、内川治哉の各氏は、一般株主の利益保護のため株式会社東京証券取引所が上場会社に対して確保することを義務づけている、独立役員です。  
2. 社外監査役 東葭 新氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
3. 当事業年度中の取締役の役職及び担当の異動

異動年月日	新役職	氏名	旧役職
2025年11月28日	取締役	磯江 敏夫	取締役執行役員 社長付(特命担当)兼ESG担当

4. 磯江敏夫氏は、2026年4月30日付で取締役を辞任しました。

## ② 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外取締役及び社外監査役各氏との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条及び第37条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しています。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年ごとに更新しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであり、2026年6月末の次回更新時には、同内容での更新を予定しています。

被 保 険 者 の 範 囲	当社並びに当社子会社の役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合等の全従業員
保 険 料 の 負 担	被保険者の保険料負担なし（全額を当社が負担）
填補の対象とされる保険事故の概要	被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（争訟費用等）
当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けています。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	624百万円 (53百万円)	388百万円 (53百万円)	45百万円 (—)	190百万円 (—)	12名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	41百万円 (21百万円)	41百万円 (21百万円)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	665百万円 (74百万円)	429百万円 (74百万円)	45百万円 (—)	190百万円 (—)	15名 (6名)

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動報酬として、業績指標の達成度に応じて、役位ごとに定められた金額を賞与として金銭で支払う制度を導入しています。

業績指標は、各事業年度における前事業年度対比の売上高成長率であり、2024年度の実績は+2.0%でした。売上高成長率がマイナスとなった事業年度においては、業績連動報酬は支給されません。

売上高成長率を業績指標として選択した理由は、当社グループが「2026年度に売上高1兆円」を当面の目標として掲げ、中期的に年率10%程度の増収を達成することを目指していることに整合させたものです。

### (3) 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬制度として、「役員向け株式給付信託」を設定しています。

当該株式給付信託の当初信託期間満了に伴い、2023年6月29日開催の第64期定時株主総会において、取締役に対する報酬の長期インセンティブ機能を高めることを目的として、信託の規模を3倍に拡充して継続することを承認いただきました。

各事業年度について一定水準の業績（連結売上高営業利益率）を達成したことを、指名・報酬委員会及び取締役会において確認したうえで、対象者にポイントを付与します。各対象者の退任時に、付与された累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭を給付します。

当事業年度に係るポイント付与の状況は、対象者8名に対し2,700株相当です。

なお、対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があった場合には、本制度に基づく株式及び金銭の給付を受ける権利は発生せず、このほかポイント付与の根拠となった業績数値の算定に誤りがあったことなど給付の正当性を失わせる事情が判明した場合には、過去に受けた給付について返還義務が生じる旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の金銭報酬の総額は、取締役については年額900百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められました。なお、同定時株主総会終了後の在任者は、取締役19名、監査役5名でした。
- ② 2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度の廃止と、同定時株主総会において再任された取締役に対する旧制度に基づく退職慰労金の打切り支給の実施が決議されました。なお、打切り支給の対象者は、同定時株主総会において再任された取締役（社外取締役を除く。）6名でした。
- ③ 2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において、前記(3)の株式報酬制度（株式給付信託）の導入が決議されました。当該株式給付信託内で付与されるポイントに相当する株式数及びその取得価額は、年間1,000株及び100百万円を上限としており、これは上記①に記載の基本報酬の総額の年間上限900百万円とは別に設定されたものです。なお、同定時株主総会終了後の本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除く。）8名でした。
- ④ 2023年6月29日開催の第64期定時株主総会において、前記(3)及び(4)③の株式報酬制度（株式給付信託）の継続と拡充が決議されました。当該株式給付信託内で付与されるポイントに相当する株式数及びその取得価額は、年間3,000株及び300百万円を上限としており、これは上記①に記載の基本報酬の総額の年間上限900百万円とは別に設定されたものです。なお、同定時株主総会終了後の本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除く。）8名でした。

### (5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、指名・報酬委員会における審議を経て取締役会において決定すること、取締役会及び代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を尊重することを決議しました。

また、2024年5月14日開催の取締役会において、業務執行取締役の基本報酬については、社会課題（ESG課題等）の解決に向けた当社の重要課題（マテリアリティ）の達成に向けた各人の貢献度を評価して決定する旨を追加しました。

当該方針の概要は、以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

- ・取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能すること、各人の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

#### イ. 基本報酬に係る決定方針

- ・取締役の基本報酬は、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各人の業績に対する貢献度、役職、担当職務及び在任年数等を総合的に勘案して決定する。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、社会課題（ESG課題等）の解決に向けた当社の重要課題（マテリアリティ）の達成に向けた各人の貢献度を評価して決定する。

#### ウ. 業績連動報酬に係る決定方針

- ・取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動報酬は、取締役会決議により定められた業績指標について、指名・報酬委員会の審議を経て、各事業年度におけるその達成度に応じて、役位ごとの支給金額を決定する。
- ・上記の業績連動報酬は、株主総会決議により定められた取締役に対する金銭報酬の年額上限の範囲内で、確定額金銭報酬として支払う。

#### エ. 非金銭報酬に係る決定方針

- ・取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する非金銭報酬は、株式報酬（株式給付信託）とする。その内容、数の算定方法及び報酬を与える時期等については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定された「株式給付規程」による。

#### オ. 金銭報酬及び非金銭報酬の個人別報酬等に占める割合の決定方針

- ・指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定する。

#### カ. 個人別の報酬等の内容の決定に係る事項

- ・取締役の個人別の報酬等の具体的金額、支給の時期及び方法は、取締役会において決定する。ただし、取締役会決議によって、その決定を代表取締役社長に一任することができる。

### (6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的金額、支給の時期及び方法については、取締役会の決議によって、代表取締役社長高田芳樹に一任しており、その裁量の範囲に制限は設けていません。

これらの決定権限を委任した理由は、代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の内容決定の根拠となる業績見通し、従業員給与の水準、各取締役の業績及び社会課題（ESG課題等）の解決に向けた当社の重要課題（マテリアリティ）の達成に対する貢献度について最も多くの情報を把握しており、経営方針を踏まえて最も公正な評価をすることができる立場にあるためです。

なお代表取締役社長は、上記の一任決議に基づき自ら決定した取締役の個人別の報酬等の具体的金額等について、指名・報酬委員会の委員長に報告することと定めており、これをもって取締役会は、前記（5）に記載の決定方針に従った決定がなされているものと判断しています。

## 5 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

氏名及び地位	出席状況(出席率)		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
海津 政 信 社外取締役	6回中6回 (100.0%)	—	エコノミスト・証券アナリストとしての経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただいています。また、経済・金融情勢に関する最新の情報を取締役会に提供していただいています。 指名・報酬委員会の委員長として、取締役会の構成の見直し及び役員報酬制度の見直しに関する議論をリードするなど、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただきました。 さらに、筆頭独立社外取締役として、株主・投資家の皆様との対話を行い、その結果を指名・報酬委員会及び取締役会にフィードバックして、議論を深めていただきました。

氏名及び地位	出席状況(出席率)		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
香川利春 社外取締役	6回中6回 (100.0%)	—	当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただきました。
岩田宜子 社外取締役	6回中6回 (100.0%)	—	コーポレートガバナンス及び投資家と企業との対話の実務に関する専門的知見と豊富な経験、国際的な金融機関でのビジネス経験と会社経営の経験に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコーポレートガバナンス、情報開示及び投資家の皆様との対話に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 株主・投資家の皆様との対話に参加していただいたほか、サステナビリティ委員会の委員として、当社のサステナビリティ課題に対する取り組みを監督し、同委員会及び取締役会における議論を深めていただきました。
宮崎恭一 社外取締役	6回中6回 (100.0%)	—	最先端の金融工学を活用した投資ポートフォリオの運用及び市場リスクマネジメントに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に国際ビジネス、リスク管理及びコーポレートガバナンスに係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、サステナビリティ委員会の委員長として、当社のサステナビリティ課題に対する取り組みを監督するとともに、人的資本経営に関する提言を積極的に行い、同委員会及び取締役会における議論をリードしていただきました。さらに、サステナビリティ課題に関する取り組みの進捗状況と同委員会及び取締役会による監督の状況について、投資家の皆様との対話に応じていただきました。
東葎新 社外監査役	6回中6回 (100.0%)	16回中16回 (100.0%)	公認会計士としての企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。 また、会計監査人、監査役会、経理・財務部門等による協議・調整に中心的な役割を果たしていただきました。 さらに、大手監査法人のパートナーを務めた経験を活かして、会計監査人と監査役会との連携の円滑化に関して主導的な役割を果たしていただきました。
内川治哉 社外監査役	6回中6回 (100.0%)	16回中16回 (100.0%)	弁護士としての会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。 取締役会の審議事項に関して、法律の専門家としてリスクの摘示と留意点の指摘をいただくとともに、取締役会の運営に関する提言や会計監査人の変更の検討を通じて、取締役の業務執行の適法性・適正性の確保に向けて重要な役割を果たしていただきました。

## (2) 重要な兼職先と当社との関係

特に記載すべき関係はありません。

## 4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	94百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査（内部統制監査を含む）の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記支払額にはこれらの合計額を記載しています。  
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由  
監査役会は、取締役、社内関係部門、会計監査人から資料の提出及び報告を受け、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

### ③ 子会社の監査に関する事項

「[1] 企業集団の現況に関する事項 ⑥ 重要な子会社の状況」に記載の子会社19社のうち、ACS株式会社を除く18社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

なお、一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する監査法人の監査を受けており、これらの監査法人に対して監査証明業務に基づく報酬として92百万円を支払っています。

### ④ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、税務及び非財務情報開示に関するコンサルティング業務等についての対価を支払っています。

### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、あるいは会計監査人としてふさわしくない非行があったときなど会社法第340条に定める解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

このほか、会計監査人が職務を適正に行うことが困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定します。

## 5 業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしています。
- ・任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っています。指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数となるよう構成し、委員長は独立社外取締役である委員から選定することと定めています。
- ・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てています。社内規程により、内部通報者の保護を図り、正当な通報を行った者に対する不利益取扱いや嫌がらせ行為を禁止しています。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報管理規程その他の社内規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しています。
- ・情報取扱責任者の指揮のもと、適時適切な情報開示に努めています。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・品質、環境対策、労働安全衛生、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しています。
- ・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理（財務報告に係る内部統制）の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っています。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員会を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っています。
- ・長期経営ビジョン、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しています。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけています。

- ・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っています。

**(6) 監査役職務を補助する従業員に関する事項**

- ・監査役職務を補助する監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しています。
- ・監査役スタッフは、監査役指示に従い、監査役監査のために必要な調査を行う権限を有しています。
- ・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしています。

**(7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ・取締役及び従業員は、監査役に対して、業務執行の状況を定期的に報告し、また要請に応じて随時報告しています。
- ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。
- ・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしています。
- ・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取り扱いを行うことを禁止しています。

**(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項**

- ・監査役職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしています。

**(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査室との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っています。
- ・社長の直轄部門である内部監査室は、監査役会及び取締役会に対して直接報告を行うことができる旨を定めています。

## ② 当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を当社ウェブサイト上に公開し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢をより一層明確にしています。
- ・「SMCグループ企業行動指針」を踏まえて、当社グループの役員・従業員が遵守すべき事項を具体的に示した「SMCグループ行動規範」を制定し、英訳版をグループ各社に配付しています。  
財務報告に係る内部統制の評価手続の一環として、連結子会社各社において「SMCグループ行動規範」の周知が図られていることを、毎年確認しています。
- ・「調達ポリシー」「調達ガイドライン」「人権方針」「腐敗防止基本方針」及び「税務方針」を定め、当社ウェブサイト上に公開しています。
- ・役員が関与した違法行為又は不適切な行為にも対応できるよう、社内の通報窓口とは別に、内部通報処理の実務に精通した外部の法律事務所に委託して、社外通報窓口を設定しています。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会及び指名・報酬委員会で使用する資料を安全にかつ効率的に共有するため、高度なセキュリティを備えたファイル共有システムを導入しています。また社外取締役及び社外監査役には、当社側で遠隔操作によりセキュリティ対応が可能な専用のパソコン又はタブレットを貸与して、当社との連絡には当該端末を使用いただいています。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業容の拡大に伴い、取締役会の付議基準のうち、「重要な資産の取得及び処分」等に関する金額基準を「1件10億円以上」から「1件50億円以上」に引き上げて運用しています。
- ・執行役員制度を導入し、業務執行の細部にわたる事項は執行役員会において検討し、取締役会においては経営戦略の検討や重要性の高い投資案件に関する審議を行っています。

### (4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社が単独で行う設備投資等についても、特に重要な案件については当社取締役会の承認が必要である旨を、取締役会規程において明確に定めています。

### (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会、会計監査人、内部監査部門の間の連携強化に引き続き取り組みました。

## (ご参考) 【政策保有株式の保有状況】

### ① 政策保有株式の保有方針

当社は、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の企業価値向上につながる場合に限定して、株式の政策保有を行っています。

当事業年度末において、純投資目的で保有している株式はありません。

### ② 政策保有株式

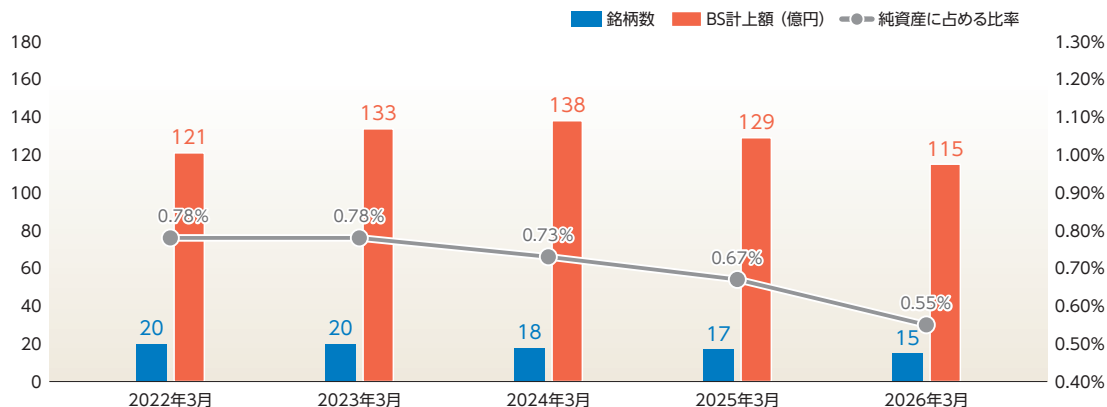
#### (a) 保有の適否に関する検証の内容

財務部門は、保有先企業との取引状況、保有先企業の財務状況、保有株式に係る評価損益、配当利回り、株価の推移など政策保有のメリットとリスクを確認し、当社の株主資本コストとの比較を含めた総合的な観点から、政策保有の可否について定期的に検証を行っています。

株式の政策保有は基本的には縮減していく方針であり、保有先企業の意向も確認して売却に支障がないと判断した株式については、取締役社長の決裁を得て売却を進めています。

取締役会は、年に1回、すべての政策保有株式について、財務部門による検証資料を参照して、政策保有の適否を検証しています。

#### (b) 銘柄数及び貸借対照表計上額の推移（上場株式）



### ③ 当社株式の売却の打診に対する方針

当社株式を保有していただいている企業から、売却の打診があった場合、売却を妨げる行為は行いません。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

以上

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第66期 (2025年3月31日現在)	第67期(当期) (2026年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>1,421,842</b>	<b>1,504,291</b>
現金及び預金	655,779	663,870
受取手形及び売掛金	207,969	235,325
有価証券	29,770	47,832
商品及び製品	173,938	198,419
仕掛品	31,245	33,289
原材料及び貯蔵品	284,477	274,989
その他	39,896	51,524
貸倒引当金	△ 1,236	△ 959
<b>固定資産</b>	<b>678,925</b>	<b>807,544</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>478,717</b>	<b>618,009</b>
建物及び構築物	176,837	328,073
機械装置及び運搬具	75,144	91,195
工具、器具及び備品	23,555	27,598
土地	105,475	110,110
建設仮勘定	97,703	61,030
<b>無形固定資産</b>	<b>16,110</b>	<b>16,142</b>
借地権	11,018	11,432
その他	5,091	4,710
<b>投資その他の資産</b>	<b>184,097</b>	<b>173,392</b>
投資有価証券	145,267	121,714
退職給付に係る資産	23,816	34,796
繰延税金資産	10,983	11,994
その他	5,496	6,732
貸倒引当金	△ 1,466	△ 1,844
<b>資産合計</b>	<b>2,100,767</b>	<b>2,311,835</b>

科目	(ご参考)第66期 (2025年3月31日現在)	第67期(当期) (2026年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>135,639</b>	<b>145,670</b>
支払手形及び買掛金	46,898	31,822
短期借入金	5,041	5,092
未払法人税等	18,223	35,645
賞与引当金	3,730	5,799
その他	61,745	67,310
<b>固定負債</b>	<b>36,821</b>	<b>50,925</b>
繰延税金負債	20,054	26,834
役員退職慰労引当金	620	1,130
役員株式給付引当金	440	630
退職給付に係る負債	7,957	8,075
その他	7,749	14,253
<b>負債合計</b>	<b>172,461</b>	<b>196,595</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>1,724,298</b>	<b>1,806,207</b>
資本金	61,005	61,005
資本剰余金	74,473	73,779
利益剰余金	1,808,633	1,709,936
自己株式	△ 219,814	△ 38,513
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>203,983</b>	<b>308,883</b>
その他有価証券評価差額金	14,492	20,030
為替換算調整勘定	178,700	271,634
退職給付に係る調整累計額	10,789	17,218
<b>非支配株主持分</b>	<b>25</b>	<b>149</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,928,306</b>	<b>2,115,240</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,100,767</b>	<b>2,311,835</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第66期	第67期(当期)
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
売上高	792,108	842,541
売上原価	429,069	461,089
売上総利益	363,038	381,452
販売費及び一般管理費	172,793	190,893
<b>営業利益</b>	<b>190,244</b>	<b>190,558</b>
<b>営業外収益</b>	<b>24,388</b>	<b>45,886</b>
受取利息	20,237	20,463
有価証券売却益	—	1,283
為替差益	—	19,693
その他	4,151	4,445
<b>営業外費用</b>	<b>4,711</b>	<b>853</b>
支払利息	74	508
為替差損	4,468	—
自己株式取得費用	20	29
その他	147	315
<b>経常利益</b>	<b>209,921</b>	<b>235,591</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,816</b>	<b>4,439</b>
固定資産売却益	374	1,531
投資有価証券売却益	1,441	2,907
<b>特別損失</b>	<b>669</b>	<b>3,041</b>
固定資産除却損	626	305
減損損失	6	2,694
その他	36	41
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>211,068</b>	<b>236,989</b>
法人税、住民税及び事業税	58,048	68,636
法人税等調整額	△ 3,439	1,040
<b>当期純利益</b>	<b>156,459</b>	<b>167,311</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	115	9
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>156,344</b>	<b>167,302</b>

(注) 連結計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第66期 (2025年3月31日現在)	第67期(当期) (2026年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>671,803</b>	<b>667,443</b>
現金及び預金	224,917	152,805
受取手形	20,177	18,777
売掛金	83,403	111,188
有価証券	29,741	47,803
商品及び製品	49,563	49,698
仕掛品	14,767	15,099
原材料及び貯蔵品	198,155	174,292
未収入金	34,634	89,038
その他	16,584	8,806
貸倒引当金	△ 141	△ 67
<b>固定資産</b>	<b>713,025</b>	<b>796,781</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>232,920</b>	<b>324,282</b>
建物及び構築物	61,838	191,351
機械装置及び運搬具	23,209	25,594
工具、器具及び備品	7,347	9,554
土地	79,317	77,839
建設仮勘定	61,206	19,942
<b>無形固定資産</b>	<b>2,699</b>	<b>2,594</b>
ソフトウェア	2,619	2,514
その他	79	79
<b>投資その他の資産</b>	<b>477,406</b>	<b>469,904</b>
投資有価証券	124,768	117,784
関係会社株式	115,540	114,871
関係会社出資金	216,141	216,141
前払年金費用	8,789	10,905
繰延税金資産	9,797	7,498
その他	2,410	2,743
貸倒引当金	△ 40	△ 40
<b>資産合計</b>	<b>1,384,829</b>	<b>1,464,224</b>

科目	(ご参考)第66期 (2025年3月31日現在)	第67期(当期) (2026年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>92,058</b>	<b>86,057</b>
買掛金	47,619	30,985
短期借入金	5,000	5,494
未払金	6,453	7,641
未払法人税等	7,788	21,084
未払費用	14,672	15,325
その他	10,524	5,526
<b>固定負債</b>	<b>11,245</b>	<b>11,483</b>
退職給付引当金	4,307	4,277
役員株式給付引当金	440	630
その他	6,497	6,574
<b>負債合計</b>	<b>103,303</b>	<b>97,540</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>1,267,382</b>	<b>1,347,480</b>
<b>資本金</b>	<b>61,005</b>	<b>61,005</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>73,271</b>	<b>72,576</b>
資本準備金	72,576	72,576
その他資本剰余金	694	—
<b>利益剰余金</b>	<b>1,352,920</b>	<b>1,252,412</b>
利益準備金	15,251	15,251
その他利益剰余金	1,337,668	1,237,160
特別償却準備金	231	352
資産圧縮積立金	405	388
別途積立金	150,250	150,250
繰越利益剰余金	1,186,781	1,086,170
<b>自己株式</b>	<b>△ 219,814</b>	<b>△ 38,513</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,143</b>	<b>19,203</b>
その他有価証券評価差額金	14,143	19,203
<b>純資産合計</b>	<b>1,281,525</b>	<b>1,366,683</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,384,829</b>	<b>1,464,224</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第66期	第67期(当期)
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
売上高	425,859	471,116
売上原価	296,118	333,643
売上総利益	129,740	137,472
販売費及び一般管理費	49,622	51,685
<b>営業利益</b>	<b>80,118</b>	<b>85,787</b>
<b>営業外収益</b>	<b>124,459</b>	<b>128,664</b>
受取利息及び配当金	120,211	101,413
保険積立金運用益	625	—
有価証券売却益	—	1,283
為替差益	—	20,557
保険配当金	540	405
受取ロイヤリティー	2,287	2,909
その他	794	2,095
<b>営業外費用</b>	<b>3,921</b>	<b>250</b>
支払利息	29	144
為替差損	3,861	—
自己株式取得費用	20	29
その他	10	76
<b>経常利益</b>	<b>200,657</b>	<b>214,201</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,497</b>	<b>3,423</b>
固定資産売却益	55	516
投資有価証券売却益	1,441	2,907
<b>特別損失</b>	<b>510</b>	<b>2,409</b>
固定資産除却損	499	207
減損損失	6	2,200
その他	4	2
<b>税引前当期純利益</b>	<b>201,643</b>	<b>215,215</b>
法人税、住民税及び事業税	35,329	41,636
法人税等調整額	△ 2,839	△ 61
<b>当期純利益</b>	<b>169,154</b>	<b>173,640</b>

(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

SMC株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 脇 野 守  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 悠 生  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SMC株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

SMC株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 科 博 文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 野 守
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 本 悠 生

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMC株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年5月21日

SMC株式会社 監査役会

常勤監査役 千葉 雄 正 ㊞

監査役（社外監査役） 東 葭 新 ㊞

監査役（社外監査役） 内 川 治 哉 ㊞

以上

# 株主メモ

## ■事業年度

毎年4月1日から3月31日まで

## ■基準日

定時株主総会・期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

## ■株主名簿管理人／特別口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

### 各種お問合せ先・郵便物ご送付先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

### ホームページ

<https://www.smtb.jp/personal/agency/>

### よくあるご質問 (FAQ)

[https://faq-agency.smtb.jp/?site\\_domain=personal](https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal)

## ■公告方法

当社ホームページ <https://www.smcworld.com/ir/ja-jp/>  
に掲載

(事故その他やむを得ない場合は、日本経済新聞に掲載)

## ■住所変更、単元未満株式の買取・買増請求等について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

特別口座に記録された株式に係るお手続きについては、  
三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお申出ください。

### 【ご注意】

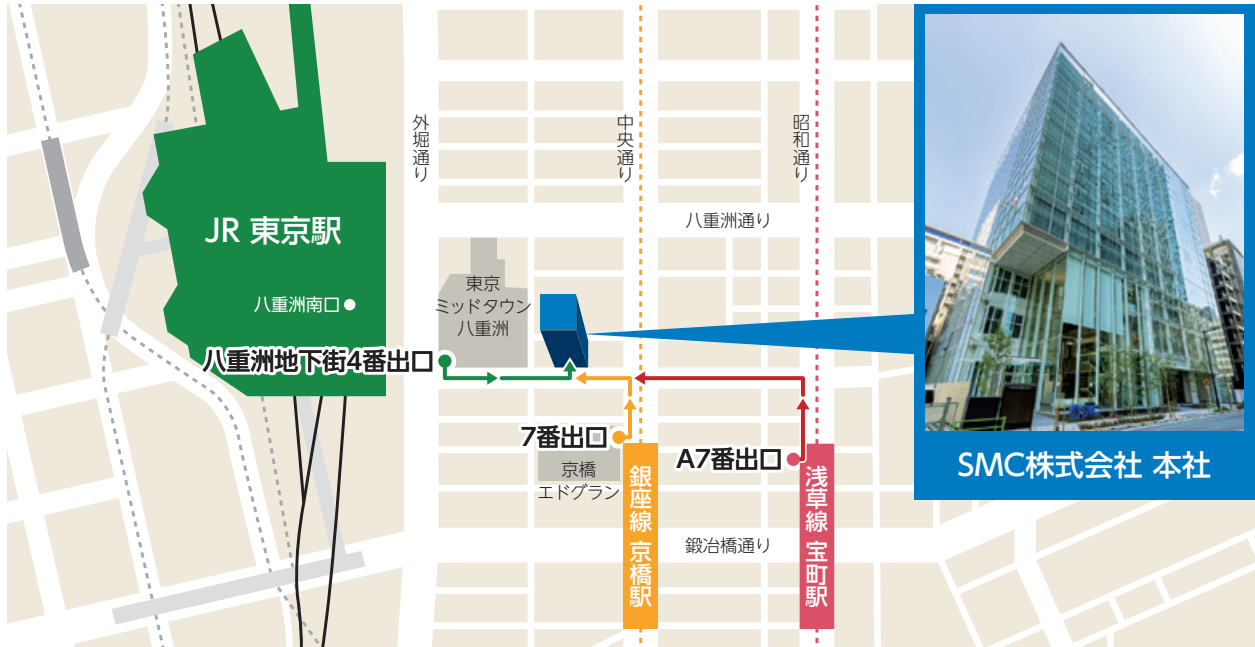
特別口座に記録された株式は、いったん株主様ご本人名義の証券口座に移してからでないと売却等ができません（単元未満株式の買取請求は特別口座から直接行うことができます）。

特別口座から証券口座への振替に係るお手続きについては、三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお問合せください。

## ■未払配当金のお支払いについて

三井住友信託銀行（株主名簿管理人）にお申出ください。

## 株主総会 会場ご案内図



SMC株式会社 本社

場 所

### SMC株式会社 本社

東京都中央区京橋一丁目5番5号

電話 03-6628-3000 (代)

ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にご連絡ください。

交通手段の  
ご案内

■ JR	東京駅八重洲地下街4番出口より	徒歩2分
■ 東京メトロ 銀座線	京橋駅 7番出口より	徒歩3分
■ 都営地下鉄 浅草線	宝町駅 A7番出口より	徒歩7分

### SMC株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目5番5号  
<https://www.smcworld.com/ja-jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した  
植物油インキを  
使用しています。

株 主 各 位

第 6 7 期 定 時 株 主 総 会  
そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項  
( 交 付 書 面 省 略 事 項 )

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主の皆様にお送りする書面には記載しておりません。

**SMC株式会社**

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	61,005	74,473	1,808,633	△219,814	1,724,298
当期変動額					
剰余金の配当			△63,525		△63,525
親会社株主に帰属する 当期純利益			167,302		167,302
自己株式の取得				△30,018	△30,018
自己株式の処分		△0		1	1
自己株式の消却		△211,317		211,317	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		210,622	△210,622		—
連結範囲の変動			8,149		8,149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△694	△98,696	181,300	81,909
当期末残高	61,005	73,779	1,709,936	△38,513	1,806,207

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,492	178,700	10,789	203,983	25	1,928,306
当期変動額						
剰余金の配当						△63,525
親会社株主に帰属する 当期純利益						167,302
自己株式の取得						△30,018
自己株式の処分						1
自己株式の消却						—
利益剰余金から 資本剰余金への振替						—
連結範囲の変動						8,149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,537	92,933	6,428	104,899	124	105,024
当期変動額合計	5,537	92,933	6,428	104,899	124	186,933
当期末残高	20,030	271,634	17,218	308,883	149	2,115,240

# 連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

#### ①連結子会社の数……………69社

財務会計の透明性をより一層高めるため、当連結会計年度の期初より、これまで連結対象から除外していた小規模な子会社27社を連結対象としております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった制御機材株式会社は、同じく連結子会社である日本機材株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、合併と同時に日本機材株式会社はA C S株式会社へ商号変更しております。

#### ②主要な連結子会社の名称

A C S 株式会社	SMC Automation China Co., Ltd.
SMC Corporation of America	SMC (China) Co., Ltd.
SMC Deutschland GmbH	SMC (Beijing) Manufacturing Co., Ltd.
SMC Korea Co., Ltd.	

### (2) 非連結子会社の名称等

#### ①非連結子会社の名称

NK Automation Pte. Ltd.、NK Automation Malaysia Sdn.Bhd.

#### ②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（NK Automation Pte. Ltd.、NK Automation Malaysia Sdn. Bhd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、以下の15社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行って計算書類を作成し、これを基礎として連結決算を行っております。

SMC Investment Management China Co., Ltd.	Automation Component Solutions Shanghai Co., Ltd.
SMC Automation China Co., Ltd.	SMC Corporation (México), S.A. de C.V.
SMC (China) Co., Ltd.	SMC Pneumatik LLC
SMC (Beijing) Manufacturing Co., Ltd.	SMC Automação do Brasil Ltda.
SMC (Tianjin) Manufacturing Co., Ltd.	SMC Industrial Automation Bulgaria EOOD
LLC “SMC-Rus”	SMC Colombia S.A.S.
SMC Corporation (Chile) S.A.	SMC Corporation Perú, S.A.C.
LLP “SMC Kazakhstan”	

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの…時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

b. 市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法によっております。

###### ② 棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)により、在外連結子会社は主として当該国の会計基準に基づく定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

###### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっています。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別評価による回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

###### ③ 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職慰労金支給に備えるため、支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

###### ④ 役員株式給付引当金

当社は、取締役への報酬としての株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 簡便法の適用  
連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容  
当社グループは自動制御機器事業を営んでおり、あらゆる産業分野の自動化・省力化に不可欠な空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を行っており、顧客との販売契約等に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）  
当社グループは、空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品を顧客に販売しております。これらの製品販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客へ製品等を引き渡した時点、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## [表示方法の変更に関する注記]

### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、当連結会計年度より金額的重要性が増したため独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれておりました「減損損失」は6百万円であります。

## [収益認識に関する注記]

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
仕向地別売上高	
日本	158,823
米国	83,708
中国	234,939
アジア（中国を除く）	158,955
欧州	162,250
その他	43,864
顧客との契約から生じる収益	842,541
その他の収益	—
外部顧客への売上高	842,541

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### (1) 取引価格の算定に関する情報

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品及び値引きを控除した金額で計上しております。返品、値引きについては、過去の実績から発生し得ると予想される返品、値引き額を見積る方法を用いております。

また、リベートについては、顧客に支払われる対価として収益から控除しております。リベートは販売代理店の購入量や当社製品の営業活動の状況などの評価基準に基づき合理的に算定しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、概ね6か月以内に顧客ごとに定める条件により受領しており、重要な金融要素はありません。

#### (2) 履行義務の充足時点に関する情報

履行義務の充足時点に関する情報は、[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	207,969
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	235,325
契約負債（期首残高）	771
契約負債（期末残高）	983

契約負債は、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

契約負債の増減は、製品の引渡し前の対価の受取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）により生じたものであります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、契約当初において1年を超える重要な履行義務がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

棚卸資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産（評価損計上前）	597,026
棚卸資産評価損	90,327
棚卸資産（連結貸借対照表計上額）	506,698

なお、売上原価に含まれる棚卸資産評価損（洗替法による戻入額相殺後）は、△4,123百万円（△は戻入益）であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、過去の一定期間の製品等の販売及び原材料等の使用実績に基づいて、各在庫回転率の区分に応じて定期的に棚卸資産の帳簿価額を切下げの方法を採用しております。

② 主要な仮定

当社グループの主要製品である空気圧機器をはじめとする自動制御機器は、お客様の工場の生産・搬送ライン、半導体製造装置、工作機械、産業用ロボットなどに組み込まれる要素部品であり、ラインの停止や稼働遅れを避けるため、短納期で即納することが求められる一方、長期間にわたり継続して同一の製品が販売される傾向があります。また、当社グループの製品の主要な材質は、腐食に強く、経年劣化しにくい特性を持っております。これらのことから、当社グループは、当該見積りにあたり、今後も棚卸資産の販売・使用のトレンドが変わらないという仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、製品のライフサイクルの変化等により、棚卸資産の販売・使用のトレンドが変化した場合、重要な影響を受ける可能性があり、棚卸資産の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の棚卸資産の期末残高及び売上原価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	394,478百万円
2. 非連結子会社に対するもの 投資有価証券	127百万円

[連結損益計算書に関する注記]

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 1. 販売費及び一般管理費の主要な項目        |                  |
| 給料及び手当                     | 65,096百万円        |
| 賞与                         | 10,940百万円        |
| 退職給付費用                     | 2,953百万円         |
| 貸倒引当金繰入額                   | 593百万円           |
| 2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 | 39,986百万円        |
| 3. 棚卸資産評価損                 | △4,123百万円（△は戻入益） |
| 4. 減損損失                    |                  |

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
茨城県 つくばみらい市(※1)	売却予定資産	土地	1,467
		建物	732
アメリカ カリフォルニア州(※2)	売却予定資産	建物	479

事業所の移転に伴い、売却予定資産となったため、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上したものです。

(※1)については、売却見込額を基に正味売却価額を算定しております。

(※2)については、不動産鑑定士による鑑定評価額を基に正味売却価額を算定しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式	普通株式	67,369,359株	—	3,500,000株	63,869,359株
自己株式	普通株式	3,635,534株	594,793株	3,500,027株	730,300株

(注) 1 発行済株式の減少3,500,000株は自己株式の消却によるものです。

2 自己株式には、「役員向け株式給付信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首及び当連結会計年度末11,200株）が含まれております。

3 自己株式の増加 594,793株のうち594,400株は取締役会決議に基づく自己株式の取得、393株は単元未満株式の買取によるものであります。また、自己株式の減少のうち3,500,000株は自己株式の消却、27株は単元未満株式の売渡しによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	31,872百万円	500円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	31,653百万円	500円	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 2025年6月27日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、「役員向け株式給付金信託」が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2025年11月13日取締役会の決議による「配当金の総額」には、「役員向け株式給付金信託」が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	31,575百万円	500円	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 「配当金の総額」には、「役員向け株式給付金信託」が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自己資金のほか銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資は、当社においては安全性の高い金融商品で運用しており、連結子会社においては有価証券での運用は原則禁止し、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、社内規程により実需の範囲内に限定し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクにも晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に当社と事業上の関係を有する会社の株式、国債及び証券投資信託であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。原材料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に一般的な運転資金に係る資金調達であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、日常的に取引先の信用状況に関する情報を収集し、定期的にはリスク評価を実施して、必要な債権保全を図る体制をとっております。なお当社は、主要な販売代理店から営業保証金の預託を受けております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権及び営業債務については、当社及び一部の連結子会社が必要に応じて先物為替予約取引を行うことがあります。また、外貨建営業債務の残高は、恒常的に外貨建営業債権の残高の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券については、時価や発行体の財務状況等を定期的に把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,715	1,667	△48
② その他有価証券	167,258	167,258	—
資産計	168,974	168,926	△48

(注) 1 現金は注記を省略しております。預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、上表の「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	127
非上場株式	444

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,658	—	—	13,658
債券	149,877	18	—	149,895
その他	3,704	—	—	3,704
資産計	167,240	18	—	167,258

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	212	—	—	212
社債	—	1,454	—	1,454
資産計	212	1,454	—	1,667

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及びその他の投資信託は、相場価格を用いて評価しております。上場株式、国債及びその他の投資信託は、活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。連結子会社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## [賃貸等不動産に関する注記]

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、主要なサプライヤー約20社を誘致して、当社遠野工場との一貫生産体制を構築する新たな生産拠点「遠野サプライヤーパーク」（岩手県遠野市）を開設いたしました。

「遠野サプライヤーパーク」は、納期短縮、BCP（事業継続計画）体制の強化及び製造DXの推進を目的とした施設であり、入居するサプライヤーからの賃料収入の獲得を営業目的とはしておりません。

このほか、当社及び一部の連結子会社は、社宅用地や駐車場用地、オフィスビル等の賃貸物件を保有しております。

これらの不動産に係る賃貸損益は軽微であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
33,043	35,314

（注）1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2 建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなし、土地については固定資産税評価額、路線価による相続税評価額などに基づき時価を算定した金額です。

## [1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	33,498円92銭
2. 1株当たり当期純利益	2,640円04銭

## [重要な後発事象に関する注記]

### （自己株式の取得）

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

(1) 取得の目的	株主還元の充実、資本効率の向上、代用自己株式としての利用
(2) 取得する株式の総数	普通株式800,000株
(3) 株式の取得価額の総額	50,000百万円
(4) 取得期間	2026年5月20日から2027年3月24日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

（注）連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	資産圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	61,005	72,576	694	73,271	15,251	231	405	150,250
当期変動額								
特別償却準備金の積立				—		172		
特別償却準備金の取崩				—		△51		
資産圧縮積立金の取崩				—			△17	
剰余金の配当				—				
当期純利益				—				
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			△0	△0				
自己株式の消却			△211,317	△211,317				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			210,622	210,622				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—				
当期変動額合計	—	—	△694	△694	—	120	△17	—
当期末残高	61,005	72,576	—	72,576	15,251	352	388	150,250

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,186,781	1,352,920	△219,814	1,267,382	14,143	14,143	1,281,525
当期変動額							
特別償却準備金の積立	△172	—		—			—
特別償却準備金の取崩	51	—		—			—
資産圧縮積立金の取崩	17	—		—			—
剰余金の配当	△63,525	△63,525		△63,525			△63,525
当期純利益	173,640	173,640		173,640			173,640
自己株式の取得		—	△30,018	△30,018			△30,018
自己株式の処分		—	1	1			1
自己株式の消却		—	211,317	—			—
利益剰余金から資本 剰余金への振替	△210,622	△210,622		—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		—		—	5,059	5,059	5,059
当期変動額合計	△100,611	△100,507	181,300	80,097	5,059	5,059	85,157
当期末残高	1,086,170	1,252,412	△38,513	1,347,480	19,203	19,203	1,366,683

# 個別注記表

## [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) その他有価証券

##### ① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

(3) 役員株式給付引当金

取締役への報酬としての株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は自動制御機器事業を営んでおり、あらゆる産業分野の自動化・省力化に不可欠な空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を行っており、顧客との販売契約等に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社は、空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品を顧客に販売しております。これらの製品販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客へ製品等を引き渡した時点、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

- 前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は、当事業年度より金額的重要性が増したため独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれておりました「固定資産売却益」は55百万円であります。
- 前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、当事業年度より金額的重要性が増したため独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれておりました「減損損失」は6百万円であります。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[会計上の見積りに関する注記]

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
棚卸資産（評価損計上前）	275,870
棚卸資産評価損	36,780
棚卸資産（貸借対照表計上額）	239,090

なお、売上原価に含まれる棚卸資産評価損（洗替法による戻入額相殺後）は、△3,469百万円（△は戻入益）であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、過去の一定期間の製品等の販売及び原材料等の使用実績に基づいて、各在庫回転率の区分に応じて定期的に棚卸資産の帳簿価額を切下げる方法を採用しております。

② 主要な仮定

当社の主要製品である空気圧機器をはじめとする自動制御機器は、お客様の工場の生産・搬送ライン、半導体製造装置、工作機械、産業用ロボットなどに組み込まれる要素部品であり、ラインの停止や稼働遅れを避けるため、短納期で即納することが求められる一方、長期間にわたり継続して同一の製品が販売される傾向があります。また、当社の製品の主要な材質は、腐食に強く、経年劣化しにくい特性を持っております。これらのことから、当社は、当該見積りにあたり、今後も棚卸資産の販売・使用のトレンドが変わらないという仮定を置いております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、製品のライフサイクルの変化等により、棚卸資産の販売・使用のトレンドが変化した場合、重要な影響を受ける可能性があり、棚卸資産の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の棚卸資産の期末残高及び売上原価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	157,959百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	162,883百万円
短期金銭債務	19,043百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	356,141百万円
仕入高	94,594百万円
販売費及び一般管理費等	3,464百万円
営業取引以外の取引高	95,140百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式	普通株式	67,369,359株	—	3,500,000株	63,869,359株
自己株式	普通株式	3,635,534株	594,793株	3,500,027株	730,300株

- (注) 1 発行済株式の減少3,500,000株は自己株式の消却によるものです。  
 2 自己株式には、「役員向け株式給付信託」が保有する当社株式（当事業年度期首及び当事業年度末11,200株）が含まれております。  
 3 自己株式の増加 594,793株のうち594,400株は取締役会決議に基づく自己株式の取得、393株は単元未満株式の買取によるものであります。また、自己株式の減少のうち3,500,000株は自己株式の消却、27株は単元未満株式の売渡しによるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産	
棚卸資産評価損	11,593
一括償却資産	424
関係会社株式評価損	193
貸倒引当金	34
未払金	409
未払事業税・未払事業所税	1,354
未払費用	3,391
退職給付引当金	1,348
役員株式給付引当金	198
資産除去債務	102
その他	1,086
繰延税金資産合計	20,137
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△23
前払年金費用	△3,437
特別償却準備金	△161
資産圧縮積立金	△178
その他有価証券評価差額金	△8,838
繰延税金負債合計	△12,639
繰延税金資産の純額	7,498

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	SMC Automation China Co.,Ltd.	間接 100.0%	当社製品の販売先及び仕入先	当社製品の販売(注)	109,790	売掛金	32,560
子会社	SMC Corporation of America	直接 100.0%	当社製品の販売先及び仕入先	当社製品の販売(注)	42,393	売掛金	10,567

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売価格については、市場価格を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	21,645円61銭
2. 1株当たり当期純利益	2,740円06銭

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

(1) 取得の目的	株主還元の充実、資本効率の向上、代用自己株式としての利用
(2) 取得する株式の総数	普通株式800,000株
(3) 株式の取得価額の総額	50,000百万円
(4) 取得期間	2026年5月20日から2027年3月24日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(注) 株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。